

中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

申請要領

中小法人等向け

2021年7月21日時点版

月次支援金事務局

- ※月次支援金の申請においては、登録確認機関での事前確認が必要となります。
ただし、一時支援金を受給している場合又は月次支援金の申請に際して事前確認を受けた場合は、新たな月次支援金の申請を行う際には、改めて事前確認を行う必要はありません。
- ※一時支援金を受給している場合は、月次支援金の申請においても申請IDをそのまま、ご活用いただけます。
- ※今後、更新する場合がありますので、申請時に最新版をご確認ください。

月次支援金 申請の手続き

はじめに

P.2

1.月次支援金の概要

P.9

2.月次支援金の詳細

通常申請

P.17

1.申請の要件を確認する

P.23

2.申請する

申請特例

P.37

要件・証拠書類等を確認する

- ※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。
- ※ 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P.85

申請時の注意事項

1. 月次支援金の概要 (1) 月次支援金の基本事項

月次支援金とは？

2021年の4月以降に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・営業時間短縮又は不要不急の外出・移動の自粛**により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している**中堅企業、中小企業その他の法人等**（以下「中小法人等」という。）及び**フリーランスを含む個人事業者**（以下「個人事業者等」という。）に対して、**緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響が特に大きい、緊急事態措置を実施すべき期間又はまん延防止等重点措置を実施すべき期間として公示された期間**（以下これらを総称して「対象措置実施期間」という。）を含む2021年の各月における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える月次支援金を迅速かつ公正に給付するものです。

事前確認

月次支援金の給付の申請を行う前に、中小企業庁が事務局を通して登録した登録確認機関から以下の（1）から（3）に該当することの確認を受ける必要があります。

- （1）事業を実施していること
- （2）給付対象その他の給付要件を正しく理解していること
- （3）その他中小企業庁又は事務局が必要と認める事項を満たしていること

※ 登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、月次支援金HPをご確認ください。<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>

※ **一時支援金を受給している場合又は月次支援金の給付の申請に当たり事前確認を受けた場合には、新たな月次支援金の申請を行う際は、改めて事前確認を行う必要はございません。**

給付額

給付額	2019年又は2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上
給付上限額	20万円/月
対象月	2021年4月以降で緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月
基準月	2019年又は2020年における対象月と同じ月

※ 対象月の該当性の判断や給付額の算定に用いる法人事業収入等については、基準年・対象月のいずれについても新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金、J-LODlive補助金を含めた新型コロナ感染症対策に関連する給付金・補助金、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・営業時間短縮に伴い支払われる協力金等）を除いた額で申請していただく必要があります。

本申請要領は、資本金10億円以上の企業を除く、**中小法人等（会社以外の法人も含む）**の方向けです。

相談ダイヤル

月次支援金相談窓口 フリーダイヤル **0120-211-240**

[IP 電話専用回線]03-6629-0479

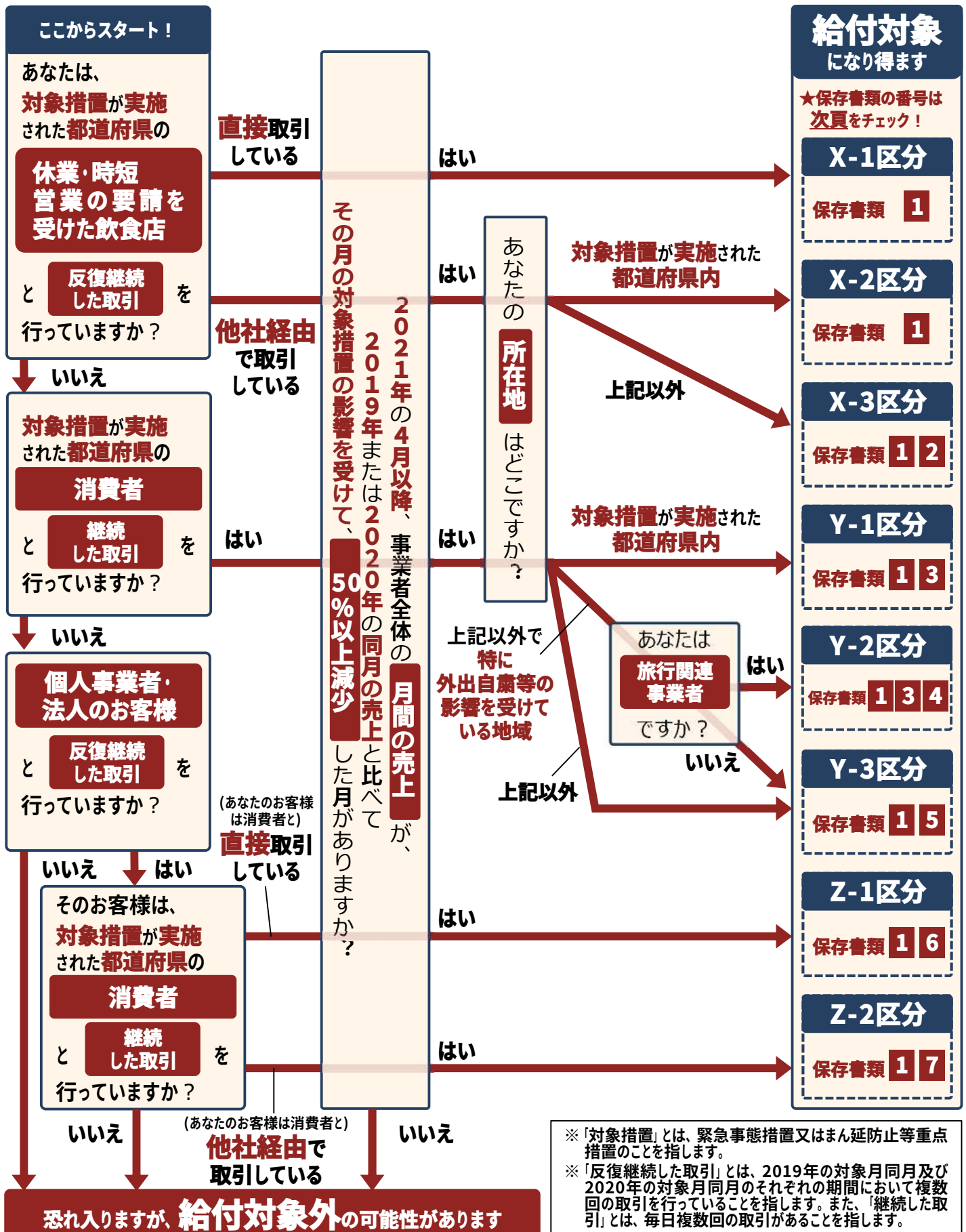
営業時間 8:30～19:00（土曜日・祝日含む全日）

※ 申請サポート会場については、月次支援金HPでご確認ください。

「月次支援金」の不正受給は犯罪です。

1. 月次支援金の概要（2） 給付対象及び保存書類の概要

□ 「自分が給付対象か分からない」「どんな保存書類を準備すればいいか分からない」というお悩みをお持ちの方は、**以下の手順で簡易的**にご確認いただけます。



1. 月次支援金の概要（2） 給付対象及び保存書類の概要

！ 注意！ 以下の場合には給付対象とはなりません



- 事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、対象措置の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付を申請する場合は給付対象外です。



- （対象措置とは関係なく）売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。



- （対象措置とは関係なく）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。



- 地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」※の支給対象となっている事業者は給付対象外です。

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

保存書類

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございます。

表面の区分に応じて、以下の保存書類を7年間保存してください。

- 1 自らの販売提供先との反復継続した取引または消費者との継続した取引を示す
帳簿書類および通帳

<帳簿書類>

売上台帳

請求書・領収書



<通帳>



- 2 以下のうちいずれか1つ

- ・自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者であることを示す **書類**
- ・所在地域から対象措置実施都道府県の卸売市場または流通事業者への反復継続した取引を示す **書類・統計データ**



3

対象措置実施都道府県の消費者向けの事業を行っていることを示す

商品サービスの一覧表、店舗写真、および賃貸借契約書登記簿

※上記事業を営んでいることが分かる場合は **許認可書で代用可**

4

旅行者の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪していることを示す

統計データ



5

対象措置実施都道府県の消費者との継続した取引を示す **顧客データまたは**

自ら実施した顧客調査結果



6

自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の消費者と継続した取引を行っている事業者であることを示す **書類**

7

自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の消費者と継続した取引を行っている事業者と反復継続した取引を行っていることを示す **書類・統計データ**

1. 月次支援金の概要（3）申請手続きの概要

申請から給付までの流れ

基本申請 パターン1(P.14参照)

申請ID の発行

1

月次支援金ホームページへアクセスする

月次支援金

検索

月次支援金の申請用HP (<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>)

2

仮登録（申請ID発番）するボタンを押して、電話番号、メールアドレス、法人番号を入力し、申請区分を選択して、仮登録する

3

入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、ログインID及びパスワードを設定すると、申請IDが発行され、マイページが作成される

事前 確認

4

書類を準備の上、登録確認機関に事前確認を依頼する

※ 登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、月次支援金HPをご確認ください
(<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>)

5

登録確認機関の確認を受ける

申請

6

マイページにて入力 ●宣誓・同意事項 (P.20) ●売上額 (P.27)
●取引先情報 (P.25) ●口座情報 (P.27)
●基本情報 (P.26)

7

必要書類を添付 ●確定申告書類の控え
●対象月の売上台帳等の写し
●履歴事項全部証明書 など (P.28～)
※スマホなどの写真画像でも可（できるだけきれいに撮影してください）

月次支援金の申請

※申請後に、事業の継続及び立て直しに向けた具体的な取組についてのアンケートにご回答ください。

月次支援金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡します。

給付通知書を発送／ご登録の金融機関口座に入金

1. 月次支援金の概要（3）申請手続きの概要

申請から給付までの流れ

基本申請 パターン2 (P.14参照)

簡単申請 パターン3 (P.14参照)

ログイン

1

月次支援金ホームページへアクセスする

月次支援金

検索

(<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>)

2

マイページにログインする

申請

3

マイページにて入力

- 宣誓・同意事項 (P.20)
- 取引先情報 (P.25)
- 基本情報のうち
変更がある箇所 (P.26)
- 売上額 (P.27)

3

マイページにて入力

- 宣誓・同意事項 (P.20)
- 取引先情報 (P.25)
- 売上額 (P.27)

4

必要書類を添付

- 対象月の売上台帳等の写し
- 既存提出資料のうち修正・追加
が必要な書類

など (P.28 ~)

※スマホなどの写真画像でも可
(できるだけきれいに撮影してください)

4

必要書類を添付

- 対象月の売上台帳等の写し

など (P.28 ~)

※スマホなどの写真画像でも可
(できるだけきれいに撮影してください)

※ 一時支援金、月次支援金のどちらも受給実績が無い場合は、情報の入力及び書類の添付を簡略化することはできません

月次支援金の申請

※ 申請後に、事業の継続及び立て直しに向けた具体的な取組についてのアンケートにご回答ください。

月次支援金事務局で、申請内容を確認

※ 申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡します。

給付通知書を発送／ご登録の金融機関口座に入金

1. 月次支援金の概要（3）申請手続きの概要

申請手続きの概要

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が複数月に及ぶ場合や、新たに同措置が実施されて対象月が増えた場合などは、**それぞれの月において売上が50%以上減少し、必要な要件を満たせば、それぞれの月毎に申請を行うことができます。**

ただし、**1つの対象月につき、申請・受給は1回のみ**です。



申請期間

申請期間は原則として対象月の翌月の初日から対象月の翌々月の末日となります。

			申請期間					
				6月	7月	8月	9月	10月
対象月	4月・5月分	通常	令和3年6月16日～8月15日					
		特例	令和3年6月30日～8月15日					
	6月分		令和3年7月1日～8月31日					
	7月分		令和3年8月1日～9月30日					
	8月分		令和3年9月1日～10月31日					

月次支援金 申請の手続き

はじめに

P.2

1.月次支援金の概要

P.9

2.月次支援金の詳細

通常申請

P.17

1.申請の要件を確認する

P.23

2.申請する

申請特例

P.37

要件・証拠書類等を確認する

- ※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。
- ※ 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P.85

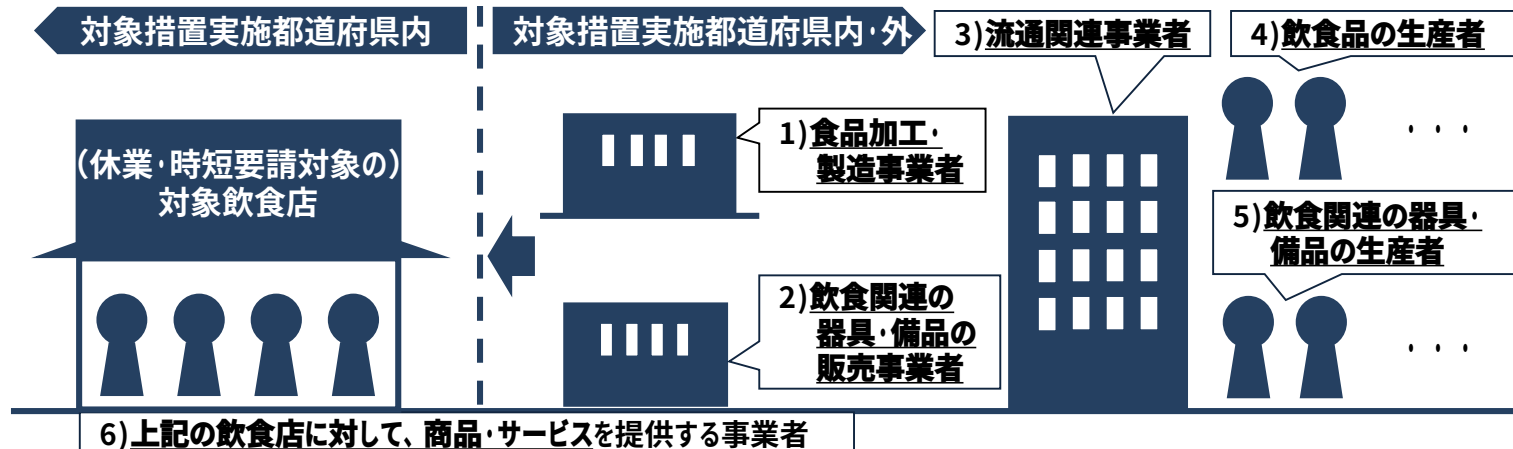
申請時の注意事項

2. 月次支援金の詳細 (1)

給付対象の詳細 (対象措置の影響)

飲食店の休業・時短営業の影響

★具体例はP11参照



1

対象飲食店※1に対して、商品・サービスを反復継続して販売・提供してきたが、対象飲食店が対象月に対象措置に伴い休業・営業時間短縮したことにより、対象月に**対象飲食店との直接の取引からの事業収入が減少**したことによる影響

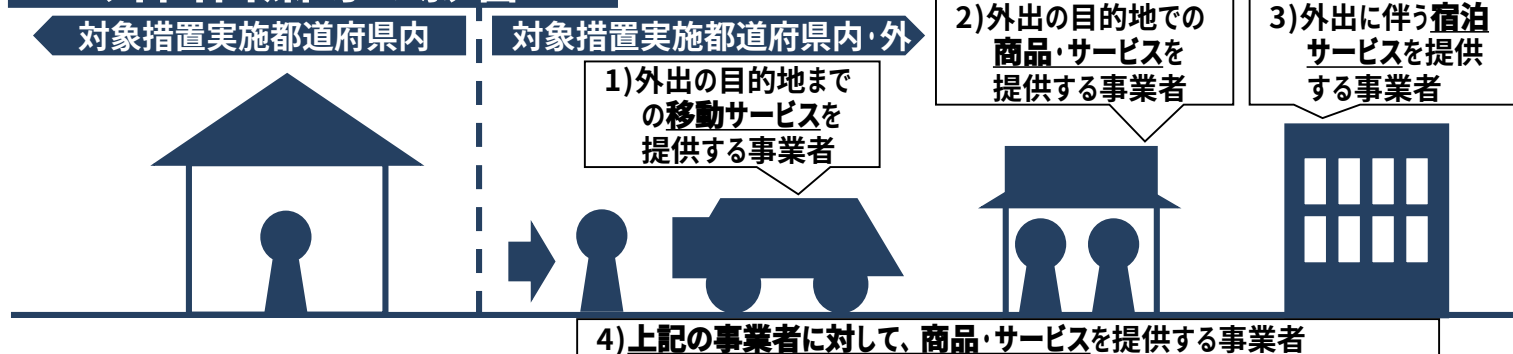
2

対象飲食店に対して、商品・サービスを自らの販売・提供先を経由して反復継続して販売・提供してきたが、**1**の影響により、対象月における**自らの販売・提供先との取引からの事業収入が減少**したことによる影響

※1 地方公共団体から、対象措置に伴う休業又は営業時間短縮の要請を受けて、休業又は営業時間短縮を実施している飲食店

外出自粛等の影響

★具体例はP11参照



3

対象措置を実施する都道府県の個人顧客に対して、商品・サービスを継続的に販売・提供してきたが、対象月の対象措置によって同個人顧客が外出自粛等したこと※2により、対象月に**同個人顧客との取引からの事業収入が減少**したことによる影響

4

3の影響を受けた事業者（以下「**3** 関連事業者」という。）に対して、商品・サービスを反復継続して販売・提供してきたが、**3**の影響により、対象月に**3 関連事業者との直接の取引からの事業収入が減少**したこと※3による影響

5

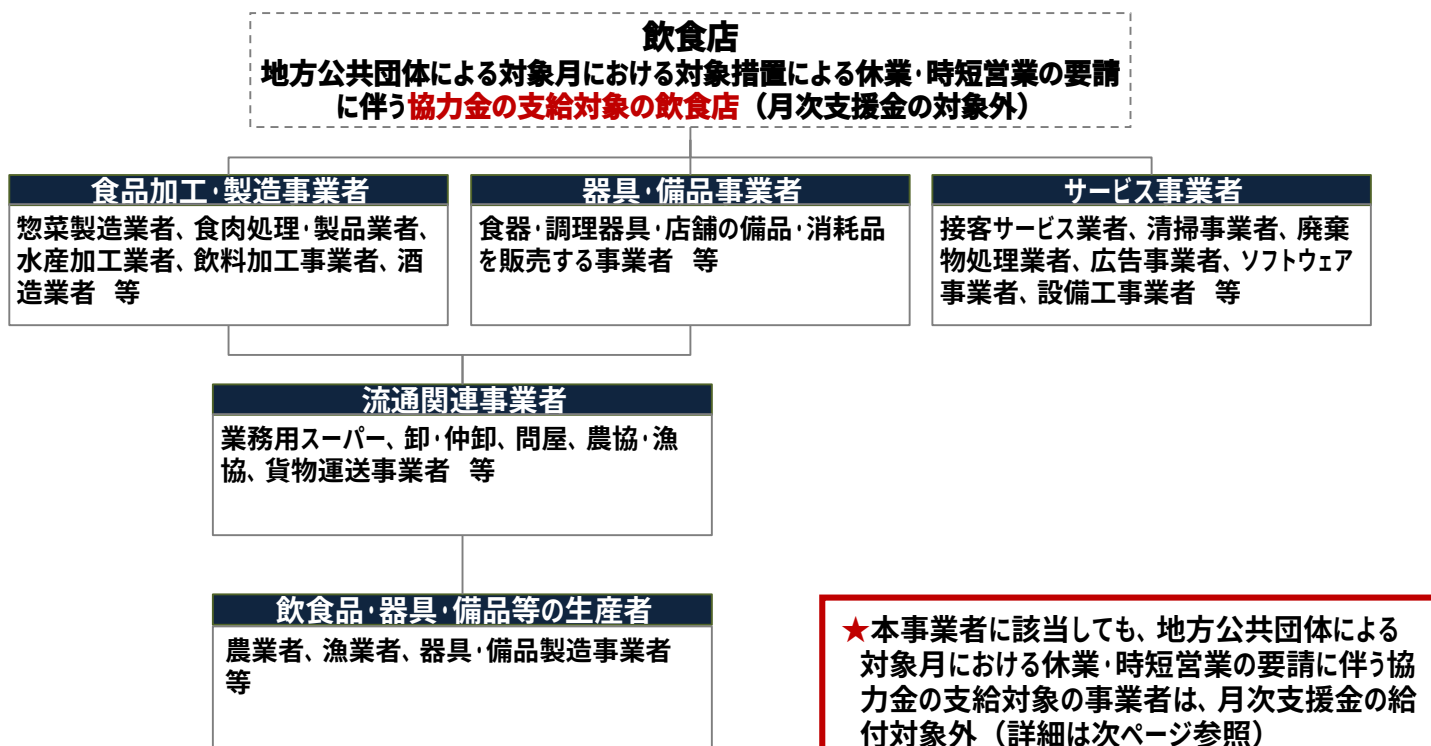
3 関連事業者に対して、商品・サービスを販売・提供先を経由して反復継続した販売・提供してきたが、**3**の影響により、対象月に**自らの販売・提供先との取引からの事業収入が減少**したこと※3による影響

※2 対象措置を実施する都道府県における、地方公共団体からの人流抑制を目的とする施設の使用制限・停止や催物の開催制限・停止、交通事業者の終電繰上・減便の要請により、同地域の住民による同施設・同催物への来訪や移動が減少する場合を含む。

※3 対象措置に伴う人流抑制を目的とする休業又は時短営業の要請を受けて応じた事業者（休業又は時短営業の要請を受けて応じた大規模施設のテナントを含む。以下、同じ。）に対して、商品・サービスを直接の取引又は販売・提供先を経由して販売・提供してきたが、対象措置により同事業者が休業・営業時間短縮したことにより、同取引に基づく事業収入が減少した場合も含む。

2. 月次支援金の詳細 (2) 給付対象の詳細 (給付対象となり得る事業者の具体例)

給付対象となり得る事業者の具体例



主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うB to C事業者★

旅行関連事業者	その他事業者
飲食事業者（飲食店、喫茶店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興行場、興行団等）、小売事業者（土産物店等）等	文化・娯楽サービス事業者（映画館、カラオケ等）、小売事業者（雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等） 等

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

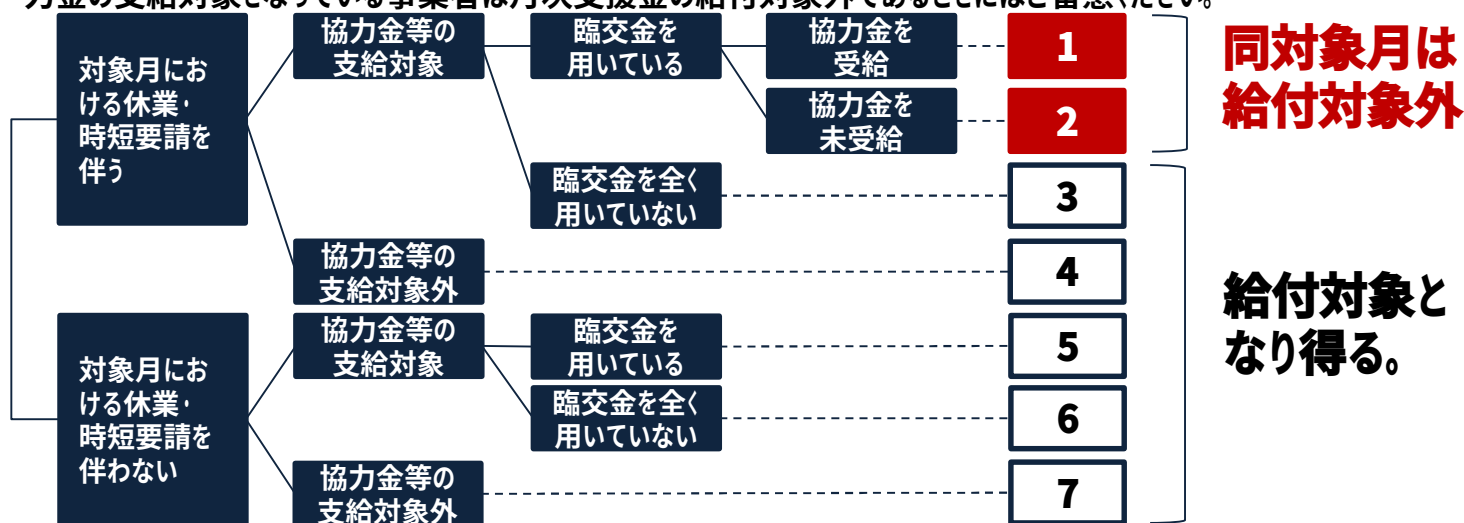
食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 等

対象となり得る事業者に該当しても、対象措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、対象措置実施都道府県外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。

2. 月次支援金の詳細 (3) 給付対象の詳細 (給付対象外となり得る事業者について)

地方公共団体による休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象の事業者

- 地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者（休業・時短営業を要請された大規模施設内のテナントを含む。）は月次支援金の給付対象外です。自らが当該協力金の支給対象となっているかどうかについては、各地方公共団体のホームページ等をご覧ください。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨交金」という。）の協力要請推進枠を活用する協力を措置することが想定されている地方公共団体については、経済産業省のホームページ掲載の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について」をご覧ください。ただし、協力要請推進枠以外であっても、臨交金を活用した休業・時短営業の要請に応じることに伴う協力金の支給対象となっている事業者は月次支援金の給付対象外であることにはご注意ください。



具体例（地方公共団体や時期により措置内容が異なる場合があるため、詳しくは自らが所在する地方公共団体のホームページ等をご確認ください。）

緊急事態措置実施地域
又はまん延防止等重点
措置実施地域における
協力金の支給対象

劇場・映画館等、集会場・公会堂（結婚式場、多目的ホール等）、展示場、百貨店等、宿泊施設（ホテル、旅館等）、運動施設等（ボウリング場、ゴルフ練習場等）、博物・美術館等、遊興施設（カラオケ、ライブハウス等）、サービス業を営む店舗（旅行代理店、スーパー銭湯等）、飲食店・喫茶店等 等

★対象措置実施都道府県ではない地方公共団体による対象月における休業・時短営業に伴う協力金の支給対象となっている事業者であっても月次支援金の給付対象外です。

2. 月次支援金の詳細（４）保存書類の詳細

- 申請時の提出は不要ですが、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、**保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります**。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、**電子的方法等により7年間保存してください**。
- その際、保存書類がない場合又は不十分な場合には、「保存書類が存在しない、又は不十分な理由」や「飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響をどのように受けたのか」等を確認します。加えて、**申請者の販売・提供先等への調査について、申請者にも協力を求める場合があります**。

飲食店の休業・時短営業等の影響関係

	申請者所在地	対象措置の影響を受けた飲食店との取引関係	保存書類
X-1	全国	直接取引	- 対象措置の影響を受けた飲食店※1又はその間接取引先（卸売市場、流通事業者等）との反復継続した取引※2を示す「帳簿書類及び通帳」。 ※1 対象飲食店及び対象措置の影響に伴う外出自粛等の影響を受けた飲食店 ※2 「反復継続した取引」とは、2019年の対象月同月及び2020年の対象月同月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類、通帳」でも可。（以下同じ。）
X-2	対象措置実施都道府県内		
X-3	対象措置実施都道府県外	間接取引	
			- 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。（上記X-1、X-2と同様） - 加えて、自らが販売・提供する商品・サービスが、上記販売・提供先を経由して、対象措置の影響を受けた飲食店に届いていることを示す情報として、同販売・提供先が、①同飲食店が所在する都道府県内の卸売市場又は流通事業者である、又は②同飲食店が所在する都道府県内の卸売市場又は流通事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ※3 ※3 自らが販売・提供する商品・サービス（品目単位）が、自らの販売・提供先が所在する地域（都道府県単位以下の範囲）から、対象措置実施都道府県の卸売市場等に対して、反復継続して、提供されていることを示す統計データ（青果物卸売市場調査等）等

上記の証拠書類等を保存していたとしても、自らの商品・サービスが対象措置の影響を受けた飲食店に届いていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外です**。

外出自粛等の影響関係

	申請者所在地	事業	保存書類
Y-1	対象措置実施都道府県内	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う B to C事業者	- 個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「帳簿書類及び通帳」並びに「商品・サービスの一覧表、店舗写真、及び賃貸借契約書若しくは登記簿」※1等の左記地域内で左記事業を営んでいることが分かる書類 ※1 左記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可
Y-2	対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う 旅行関連事業者	- Y-1に求める保存書類 - 加えて、所在市区町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の旅行者の5割以上が対象措置実施都道府県内から来訪している市区町村等※2であると分かる統計データ（V-RESAS等） ※2 都道府県よりも狭い地域を対象とした統計データであれば可
Y-3 ※3	全国	対象措置実施都道府県の 個人顧客との継続した取引のある事業者全般	- 個人顧客との継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」 - 加えて、対象措置実施都道府県の個人顧客と継続した取引を行っていることが分かる、顧客データ・顧客台帳又は自ら実施した顧客調査の結果（＝いずれも対象期間は、少なくとも2019年から申請日までの任意の1週間とする。）

※3 申請者所在地・事業の条件が合致する限りは、Y-1～3から任意の保存書類を選択することが可能であり、例えば、**申請者所在地・事業がY-1又はY-2に該当しているが指定の保存書類の準備が難しい場合に、Y-3に基づいて保存書類を準備することもできます**。

Z-1	全国	直接、Y-1～3に商品の販売又はサービスの提供を行う 事業者	- 販売・提供先がY-1～3であることを示す書類 - 加えて、上記販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」
Z-2		販売・提供先を経由して、Y-1～3に商品の販売又はサービスの提供を行う 事業者	- 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。 - 加えて、自らの販売・提供先が、Y-1～3との反復継続した取引を示す書類又は統計データ

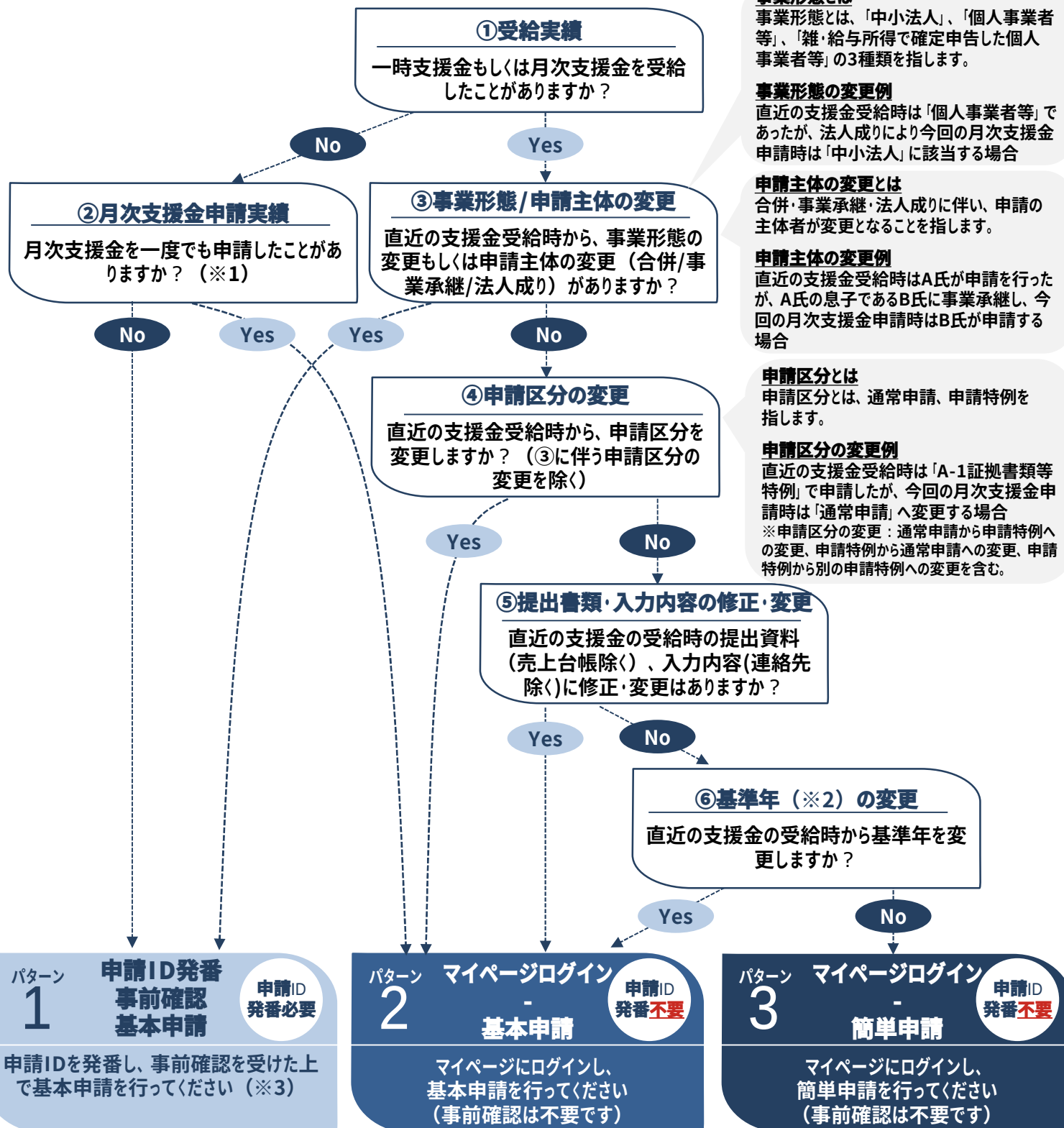
※ **協力金の支給対象となる休業・時短営業等の要請を受けていない飲食店については、Y-1～3でそれぞれ求められる保存資料に加えて、営業許可証及び営業時間を示す写真等の同要請対象ではないことを示す書類の保存が必要です**。

上記の証拠書類等を保存しても、対象措置実施都道府県の個人顧客と継続して取引を行っていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外です**。

2. 月次支援金の詳細（5）申請手続きの詳細（申請パターン）

事前確認及び提出書類等の簡略化

一時支援金を受給している場合又は月次支援金の給付の申請に当たり事前確認を受けた場合には、新たな月次支援金の申請を行う際は、改めて事前確認を行う必要はございません。
また、簡単申請の場合、基本的には対象月の売上台帳等の添付で申請が可能です。
詳しくは、以下のフローチャートおよびP.15をご確認ください。



※1 前回の月次支援金申請時から、事業形態の変更もしくは申請主体の変更（合併/事業承継/法人成り）がある場合は、パターン1となります。

※2 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年で、申請者が2019年又は2020年から選択した年

※3 一時支援金の受給に至っていない方は、パターン1で新たに申請IDを作成することで月次支援金の申請を行うことが可能です。

2. 月次支援金の詳細（6）^{申請手続きの詳細} （申請パターン別の申請手続き及び証拠書類等）

申請パターン別の申請手続き及び証拠書類等

■申請パターン別に、事前確認の必要有無、及び証拠書類が異なります。

- ・ P.14のフローチャートより申請パターンをご確認ください。
- ・ 基本申請（パターン2）、簡単申請（パターン3）の場合、直近受給した一時支援金もしくは月次支援金の入力情報及び証拠書類がコピーされます。売上台帳を除き、直近受給した際の入力情報又は証拠書類を修正する必要がある場合は、基本申請（パターン2）より、情報の再入力、証拠書類の再添付を行ってください。

	項目	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
申請ID の発番	申請IDの発番・マイページの作成	必要	不要	不要	—
事前 確認	登録確認機関の事前確認	必要	不要	不要	—
申請	宣誓・同意事項のチェック	必要	必要	必要	—
	取引先情報の入力	必要	必要	必要	P.25
	基本情報の入力	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可※2)	P.26
	売上情報の入力	必要	必要	必要	P.27
	法人名義の振込先口座情報の入力	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)	P.27
	確定申告書類の添付	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)	P.29 、 30
	対象月の売上台帳等の添付	必要	必要	必要	P.31
	履歴事項全部証明書の添付	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)	P.32
	通帳の写しの添付	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)	P.33
	宣誓・同意書の添付	必要	必要に応じて 添付※3	必要に応じて 添付※3	P.34
	申請特例における各種必要書類の提出	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)	P.37 ~ 84

※1 一時支援金、月次支援金のどちらも受給実績が無い場合は、情報の入力及び書類の添付が必要です。

※2 月次支援金事務局からの連絡先のみ変更が可能です。

※3 月次支援金の受給実績がある場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は宣誓・同意書の添付が必要です。**

2. 月次支援金の詳細 (7) 給付対象の詳細 (申請に関する注意事項)

事前確認

以下のいずれかに該当する場合は、**事前確認が不要**です。

- ☒ **一時支援金を受給済の方**
- ☒ **月次支援金の事前確認を受けたことがある方**

ただし、上記に該当する場合でも、直近の一時支援金もしくは月次支援金の受給時から、**事業形態/申請主体 (※1) を変更される方**については、**事前確認が必要**となります。

※1：事業形態/申請主体の変更については、P.14をご参照ください。

提出書類

！！支援金の受給実績がある場合でも、決算月の翌月以降を対象月とする場合は、売上台帳に加えて2020年対象月同月をその期間内に含む確定申告書の添付が必要です。特に、以下に該当する方はご注意ください！！

■一時支援金の受給者で、月次支援金が初回申請の場合

○中小法人で3月決算の方

一時支援金において、「2018年度(2018年4月～2019年3月)」及び「2019年度(2019年4月～2020年3月)」の確定申告書を添付いただいている場合、月次支援金の申請で対象月をいずれにする場合も、「2020年度(2020年4月～2021年3月)」の確定申告書の添付が必要となることから、**基本申請を選択し、2020年度の確定申告書を添付してください (※)。**

なお、一度月次支援金を受給された方は、次回申請時において**基本的には2020年度の確定申告書の再添付は不要**です。

○中小法人で4月決算の方

一時支援金において、「2018年度(2018年5月～2019年4月)」及び「2019年度(2019年5月～2020年4月)」の確定申告書を添付いただいている場合、**月次支援金の申請で対象月を5月とする場合には、「2020年度(2020年5月～2021年4月)」の確定申告書の添付が必要となることから、基本申請を選択し、2020年度の確定申告書を添付してください (※)。**

なお、**対象月を4月とする方は、基本的には2020年度の確定申告書の添付は不要**です。

■一時支援金の未受給者の場合

○中小法人で4月決算の方

月次支援金の1回目の申請で対象月を4月とする場合、「2018年度(2018年5月～2019年4月)」及び「2019年度(2019年5月～2020年4月)」の確定申告書を添付いただいておりますが、**2回目の申請で対象月を5月とする場合には、「2020年度(2020年5月～2021年4月)」の確定申告書の添付が必要となることから、基本申請を選択し、2020年度の確定申告書を添付してください (※)。**

※月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたものでも代替可能です。詳細は、P.39～の [A-1 証拠書類等の特例] をご確認ください。

月次支援金 申請の手続き

はじめに

P.2

1.月次支援金の概要

P.9

2.月次支援金の詳細

通常申請

P.17

1.申請の要件を確認する

P.23

2.申請する

申請特例

P.37

要件・証拠書類等を確認する

- ※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。
- ※ 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P.85

申請時の注意事項

1.申請の要件を確認する①（給付対象者）

給付対象者

月次支援金の申請者は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）若しくは新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）のうち都道府県知事が定める区域（以下「措置区域」という。）に所在し、**地方公共団体による休業若しくは営業時間短縮の要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている飲食店と直接若しくは間接の取引があること、又は、緊急事態措置区域若しくは重点措置区域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと（以下これらの影響を総称して「対象措置影響」という。）により、対象措置実施期間を含む2021年の月であって申請の対象としようとする月の月間の事業収入が、申請者の事業へ新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択。以下「基準年」という。）の同じ月の月間の事業収入等と比較して50%以上減少した者**であって（以下この要件を満たす2021年の月を「対象月」と、基準年の対象月と同じ月を「基準月」という。）、下記（1）～（3）の給付要件をいずれも満たす必要があります。

- （1）2021年4月1日時点において、次の①又は②のうちいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人をいう。以下同じ。）であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の①又は②のうちいずれかを満たす法人であること。

- ① 資本金の額又は出資の総額（*1）が**10億円未満**であること
② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（*2）の数が**2,000人以下**であること

*1 「基本金」を有する法人は「基本金の額」と、一般財団法人は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

*2 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

- （2）**2019年以前から事業を行っている者であって、基準月をその期間内に含む事業年度及び対象月において、法人事業収入（売上）を得ており、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること。**

※ 法人事業収入は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する「確定申告書 別表一」における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。

- （3）**対象措置実施期間を含む2021年の各月のうち申請の対象としようとする2021年の月は、月間の法人事業収入（以下「月間法人事業収入」という。）がその月の対象措置影響により、基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少した対象月であること。**

※ 対象月の該当性の判断や給付額の算定に用いる法人事業収入等については、基準年・対象月のいずれについても新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金、J-LODlive補助金を含めた新型コロナ感染症対策に関する給付金・補助金、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・営業時間短縮に伴い支払われる協力金等）を除いた額で申請していただきます。

そのため、「確定申告書に記載の法人事業収入等」と「申請フォームに記載の法人事業収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等を計上区分については、以下をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf

注：同一の月において、複数の対象措置影響を受けていた場合でも、月次支援金の給付の申請を行うこと及び給付を受けることは同一の申請者（同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。）に対してそれぞれ一度に限ります。（同一名義の売上を示す証拠書類に基づく申請は一度限りとします。）

【参考】期間等の定義

- ・対象月：2021年4月以降で、対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月
- ・基準年：新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択）
- ・基準月：基準年の対象月と同じ月

1.申請の要件を確認する②（不給付要件）

不給付要件

下記の（１）から（９）までのいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- （１）対象月の月次支援金に関する給付通知を受け取った者
- （２）月次支援金又は一時支援金の給付の申請に当たり、事務局が不備修正依頼等を行ったにもかかわらず、申請者が給付要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由として、不給付通知を受け取った者（ただし、悪質性が高くないと中小企業庁長官が認めるものを除く。）
- （３）月次支援金又は一時支援金について、無資格受給又は不正受給を行った者（ただし、無資格受給を行った者であっても悪質性が高くないと中小企業庁長官が認めるものを除く。）
- （４）国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- （５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- （６）政治団体
- （７）宗教上の組織又は団体
- （８）地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている者
- （９）（１）～（８）に掲げる者のほか、月次支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

※ 不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、月次支援金を受給することはできません。

1.申請の要件を確認する（宣誓・同意事項）

宣誓・同意事項

給付の申請を行う全ての対象月分の月次支援金について、次の（１）及び（３）から（５）までのいずれにも宣誓し、次の（２）及び（６）から（１３）までのいずれにも同意する必要があります。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、一時支援金又は月次支援金（以下、支援金という。）の給付を受けていない場合は支援金の給付を受けることを辞退し、既に支援金の給付を受けていた場合は速やかに事務局に返還します。

※ 宣誓・同意書の添付に加え、申請画面においても、宣誓・同意頂きます。

● 宣誓・同意事項

（１）月次支援金に係る給付要件を満たしていること

※事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合、営業活動を実施していないもしくは法人成り又は事業承継の直後など、（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく、）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。

（２）支援金の給付の申請に当たり、事務局が不備修正依頼等のうち必要なものを行ったにもかかわらず、申請者が当該申請について給付要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由として、当該申請が不給付となった場合には、給付を受けた全ての支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、給付を受ける前の月次支援金は不給付となり、新たに月次支援金の給付の申請を行うことができなくなる場合があること

（３）給付規程の基本情報及びの証拠書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと

（４）給付規程で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること

（５）月次支援金の給付を受けた後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行うこと

（６）給付規程で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに中小企業庁又は事務局が定める対象措置影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること

（７）地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、月次支援金の受給資格がないことに同意し、既に月次支援金を受給していた場合には速やかに返還すること

（８）事務局又は中小企業庁長官が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、（６）で保存している情報を速やかに提出すること

（９）事務局又は長官が委任若しくは準委任した者が給付規程に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること

（１０）給付規程に定める無資格受給又は不正受給等が発覚した場合には、給付規程に従い、給付を受けた支援金について、返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があり、また、給付規程に従い、給付を受ける前の月次支援金は不給付となり、新たに月次支援金の給付の申請を行うことができなくなる場合があること

（１１）月次支援金、一時支援金、持続化給付金及び家賃支援給付金（以下この項において「支援金等」という。）の給付の申請に当たって中小企業庁又はそれぞれの支援金等の事務局に提出した全ての基本情報等が、中小企業庁及びそれぞれの支援金等の事務局の間において相互に提供され、当該情報の提出時に給付申請がされた支援金等以外を含む全ての支援金等の審査及び調査のために用いられる場合があること

（１２）提出した基本情報等が月次支援金の事務並びに国及び地方公共団体による月次支援金の制度枠組みを準用した支援策（実施することが決定している支援策であって、中小企業庁が基本情報等の提供の必要があると認める支援策に限る。）の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び月次支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること

（１３）給付規程に従うこと

1.申請の要件を確認する（給付額の算定方法）

給付額の算定方法

月次支援金の給付額は、各対象月について、**20万円を超えない範囲で、2019年又は2020年の対象月と同月（基準月）の基準月の月間法人事業収入から対象月（※）の月間法人事業収入を差し引いたものとする。**

※ 2021年4月以降で対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、法人事業収入が50%以上減少した2021年の月を**【対象月】**と呼びます。

■給付額の算定式

S:給付額(上限20万円/月)

A:基準月の月間法人事業収入

B:対象月の月間法人事業収入

$$S=A-B$$

給付の上限は**20万円/月**となります。

※ **対象月の該当性の判断や給付額の算定に用いる法人事業収入等については、基準年・対象月のいずれについても新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金、J-LODlive補助金を含めた新型コロナ感染症対策に関する給付金・補助金、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・営業時間短縮に伴い支払われる協力金等）を除いた額で申請していただきます。**そのため、「確定申告書に記載の法人事業収入等」と「申請フォームに記載の法人事業収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等の計上区分については、以下をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf

1.申請の要件を確認する（給付額の算定例）

給付額の算定例（基準年が2019年の場合）

給付額の算定例）決算月が3月、対象月が4月の場合

2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
2021年度	2021年									2022年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	20	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

A：2019年の4月の法人事業収入：50万円

B：2021年の4月の月間法人事業収入：20万円

※2019年4月の月間法人事業収入50万円に対して、2021年4月の月間法人事業収入が20万円であり、2019年の同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

30万円＝50万円－20万円

30万円＞20万円（上限額）

S：給付額20万円

給付額の算定例（基準年が2020年の場合）

給付額の算定例）決算月が3月、対象月が4月の場合

2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	20	20	20	20	30	30	30	30	30	30	30	30
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
2021年度	2021年									2022年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

A：2020年4月の法人事業収入：30万円

B：2021年の4月の月間法人事業収入：10万円

※2020年4月の月間法人事業収入30万円に対して、2021年4月の月間法人事業収入が10万円であり、2020年の同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

20万円＝30万円－10万円

20万円≤20万円（上限額）

S：給付額20万円

月次支援金 申請の手続き

はじめに

P.2

1.月次支援金の概要

P.9

2.月次支援金の詳細

通常申請

P.17

1.申請の要件を確認する

P.23

2.申請する

申請特例

P.37

要件・証拠書類等を確認する

- ※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。
- ※ 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P.85

申請時の注意事項

2.申請する（申請期間・方法）

申請期間・方法

(1)申請期間

申請期間は原則として対象月の翌月の初日から対象月の翌々月の末日となります。

			申請期間
対象月	4月分	通常	令和3年6月16日～8月15日
	5月分	特例	令和3年6月30日～8月15日
	6月分		令和3年7月1日～8月31日
	7月分		令和3年8月1日～9月30日
	8月分		令和3年9月1日～10月31日

(2)申請方法

月次支援金の申請用HPからの電子申請。

■ 月次支援金の電子申請の流れ

宣誓・同意事項のチェック

- ・ 宣誓・同意事項の内容を全て確認した上で、各項目にチェックを入れてください。
- ・ 宣誓・同意事項の各項目の内容は「P.20」を参照してください。

申請情報の入力

- ・ 取引先情報、基本情報、口座情報、売上情報を入力してください。
- ※ 基本申請（パターン2）、簡単申請（パターン3）の場合は、基本情報、口座情報、の入力は不要です。（ただし、一時支援金、月次支援金のどちらも受給実績が無い場合は入力が必要です。）申請パターンについてはP.14をご確認ください。
- ・ 入力項目の詳細は「P.26～」を参照してください。

証拠書類等の添付

- ・ 申請に必要な証拠書類等を添付してください。
- ・ 証拠書類等の詳細は「P.28～」を参照してください。

月次支援金の申請完了

※ 電子申請の操作方法等については、月次支援金HPの資料ダウンロードに掲載している「オンライン申請手順のご案内」をご覧ください。（<https://ichijishienkin.go.jp/get Sujishienkin/downloads/index.html>）

2.申請する（取引先情報の入力）

取引先情報の入力

対象月並びに2019年及び2020年の対象月と同じ月における顧客である法人の法人名、法人番号及び連絡先並びに顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名及び連絡先等を入力してください。（申請パターンについてはP.14をご確認ください。）

項目	入力内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン - 基本申請	パターン3 マイページログイン - 簡単申請
① 申請者の所在地	申請者の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けた事業」の事業所が所在する都道府県及び市区町村を選択してください	必要	必要	必要
② 対象措置影響の種別	対象月における対象措置影響の種別をチェックしてください	必要	必要	必要
③ 取引先情報	2019年対象月同月、2020年対象月同月、及び2021年の対象月における顧客である取引先情報を入力してください - 顧客が法人の場合：法人番号、法人名、所在地、電話番号、業種 - 顧客が個人事業者の場合：個人事業者の屋号・雅号、所在地、電話番号、業種 ※消費者に商品・サービスを提供するB to C事業者の場合、仕入先等の法人・個人事業者の情報をご入力ください。	必要	必要	必要

2.申請する（基本情報の入力）

基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。（申請パターンについてはP.14をご確認ください。）

項目	入力内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン - 基本申請	パターン3 マイページログイン - 簡単申請
① 法人番号	13桁の法人番号を入力してください	必要	不要 (変更不可)	不要 (変更不可)
② 法人名※2	会社名を入力してください	必要	不要 (変更不可)	不要 (変更不可)
③ 本店所在地※2	郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）を入力してください	必要	不要 (変更不可)	不要 (変更不可)
④ 業種 (日本産業分類)	大分類、中分類で該当する業種を入力してください（申請画面で選択式）	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑤ 事業内容	事業内容を入力してください 飲食店である場合はその旨及び飲食店の営業許可番号を入力してください	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑥ 設立年月日	設立年月日を西暦で入力してください	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑦ 決算月	決算月を入力してください	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑧ 資本金額・出資の総額	資本金の額または出資の総額を入力してください	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑨ 常時使用する従業員数	常時使用する従業員の数を入力してください	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑩ 代表者役職	代表者の役職を入力してください	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑪ 代表者氏名	代表者の氏名とフリガナを入力してください	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑫ 代表電話番号	電話番号を入力してください	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑬ 担当者氏名	担当者の氏名とフリガナを入力してください 代表者と同じ場合「同上」と入力してください	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑭ 担当者電話番号	担当者の電話番号を入力してください 代表者電話番号と同じ場合「同上」と入力してください	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑮ 事務局からの連絡先	郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）・電話番号を入力してください（②と同じ場合は入力不要）	必要	必要に応じて 変更※1	必要に応じて 変更
⑯ 対象月	対象月を入力してください (申請画面で選択式)	必要	必要	必要

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、情報の入力が必要です。

※2 直近の支援金受給時から法人名・本店所在地(代表者住所)が変更となる場合は、①新しい法人名もしくは本店所在地が記載された履歴事項全部証明書、及び②新しい法人名義の通帳の写しを添付いただき、マイページの売上情報における名義欄にて、法人名と確定申告書名義が「一致していない」ことを選択のうえ、「社名変更」等適切な不一致理由を選択頂き、旧法人名等を記載してください。なお、マイページの基本情報における法人名・本店所在地（代表者住所）は修正する必要はありません。

2.申請する（売上情報の入力、口座情報の入力）

売上情報の入力

売上情報として入力いただくのは下記の項目です。（申請パターンについてはP.14をご確認ください。）

項目	入力内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン - 基本申請	パターン3 マイページログイン - 簡単申請
① 基準年	2019年又は2020年を入力してください(申請画面で選択式)	必要	必要	不要 (変更不可)
② 毎月の月間法人事業収入	2019年1月から2021年の月次支援金の給付の申請を行う月の前月までの毎月の月間法人事業収入を入力してください ※2019年1月から2020年12月までの間に設立した場合は、設立した月よりも前の月の月間法人事業収入の入力は任意です ※特定非営利活動法人若しくは公益法人等であって月次の法人事業収入を確定的に記入できない場合は、2020年12月以前の各月の月間法人事業収入の入力は任意です	必要	必要	必要

※ 対象月の該当性の判断や給付額の算定に用いる法人事業収入等については、基準年・対象月のいずれについても新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金、J-LODlive補助金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関する給付金・補助金、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・営業時間短縮に伴い支払われる協力金等）を除いた額で申請していただきます。そのため、「確定申告書に記載の法人事業収入等」と「申請フォームに記載の法人事業収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等を計上区分については、以下をご参照ください。

(https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf)

口座情報の入力

口座情報として入力いただくのは下記の項目です。（申請パターンについてはP.14をご確認ください。）

項目	入力内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン - 基本申請	パターン3 マイページログイン - 簡単申請
① 種別	普通預金/当座預金	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
② 金融機関コード	金融機関コード(4桁の数字)	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
③ 金融機関名	金融機関名を入力してください	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
④ 支店コード	支店コード(3桁の数字)	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑤ 支店名	支店名を入力してください	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑥ 口座番号	口座番号を入力してください	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)
⑦ 口座名義人	法人名と一致するもの※2	必要	必要に応じて 変更※1	不要 (変更不可)

※ 法人名義の振込先口座が存在しない場合には、法人の代表者名義の口座も可能です。

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、情報の入力が必要です。

※2 口座名義人は法人名と一致している必要があります。

2.申請する（証拠書類等の添付）

証拠書類等の種類

■申請には下記の5種類の証拠書類等の添付が必要となります。

- ・申請パターンによって、必要となる証拠書類等が異なります。申請パターンはP.14をご確認ください。
- ・スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真で添付いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- ・各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
① 確定申告書類	・2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間に含む全ての事業年度の確定申告書類 - 確定申告書別表一の控え（最低2枚） - 法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面）） ※ 2020年1月から2020年12月までの間に法人を設立した場合で、P.41～の「B-1 2020年新規開業特例」を用いない場合は、2020年対象月同月をその期間に含む事業年度の確定申告書類をご提出ください	必要	必要に応じて変更※1	不要（変更不可）	P.29、30
② 売上台帳等	・対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	P.31
③ 履歴事項全部証明書	・申請者の履歴事項全部証明書 ※ 提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限ります	必要	必要に応じて変更※1	不要（変更不可）	P.32
④ 通帳の写し	・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1	不要（変更不可）	P.33
⑤ 宣誓・同意書	・給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものが必要です	必要	必要に応じて添付※2	必要に応じて添付※2	P.34

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。**

【原則】

確定申告書別表一の控えには、收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていることが必要です（P.29）。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です（P.30）。

【例外】

ただし、收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号の印字）又は「受信通知（メール詳細）」のいずれも存在しない場合には、当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもの（様式自由）を提出することで代替することができます（P.39）。

2.申請する（証拠書類等の添付①-A 確定申告書）

①-A 確定申告書類（最低6枚）

●確定申告書別表一の控え（最低2枚）

●法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面））

→ **2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間に含む「全ての事業年度」**の分を添付してください。
 確定申告書別表一の控えには、**収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）**されていることが必要です。なお、**e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です。**

※ 各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

■2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間に含む全ての事業年度

●確定申告書別表一（最低2枚）

●法人事業概況説明書（最低4枚（両面））

■添付する確定申告書類の事業年度の例 例）決算月が3月、対象月が4月の場合

2019年度	2019年												2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月
2020年度	2020年												2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月
2021年度	2021年												2022年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月

2019年4月及び2020年4月を
 その期間内に含む全ての事業年度の
 確定申告書類

→ **2019年度及び2020年度**の分
 の確定申告書類の添付が必要と
 なります

2.申請する（証拠書類等の添付①-B e-Tax（受信通知））

①-B 確定申告書類 e-Tax（受信通知）（最低8枚）

- 確定申告書別表一の控え（最低2枚）
- 法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面））
- 受信通知（メール詳細）（最低2枚）

→ **2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間に含む全ての事業年度**の分を添付してください。
（添付する確定申告書類の事業年度の例はP.29を参照ください）

- 受信通知（メール詳細）（最低2枚）

- ※ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知（メール詳細）」の添付は不要となります。
- ※ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるものの画像データを「その他の必要な書類」に添付してください。



■2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間に含む全ての事業年度

- 確定申告書別表一（最低2枚）

- 法人事業概況説明書（最低4枚（両面））

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付②売上台帳等）

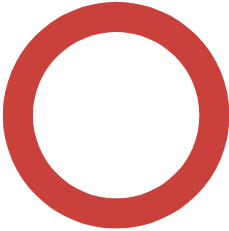
②2021年分の対象月の売上台帳等

- 2021年の対象月の月間法人事業収入額（合計）が確認できる売上台帳等を添付してください。
- 売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象月の月間法人事業収入を確認できる他の書類によることも認めます。
- 基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありませんので、**経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳**などでも構いません。基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、**書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。**
- 添付するデータが**対象月の月間法人事業収入であること及び対象月の月間法人事業収入の合計額が明記されている資料を添付してください。「2021年●月」と明記するとともに、合計額にはマーカー等で印を付ける等の対応を行ってください。**

経理ソフトから
抽出した売上データ



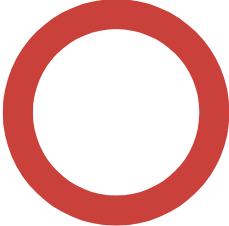
日付	相手勘定科目	摘要	収入金額	支出金額	残高
位置No.	相手補助科目	補助科目	相手税区分	税区分	
	相手部門	部門	消費税額	消費税額	繰越金額
5/1	売上高	本日売上			-186,750
001			157,020		-29,730
5/2	消耗品費	文房具代		864	-30,594
002					
5/4	通信費	切手代 @84×2		168	-30,762
005					
5/6	売上高	本日売上	168,320		137,558
008					



エクセルで作成した
売上データ



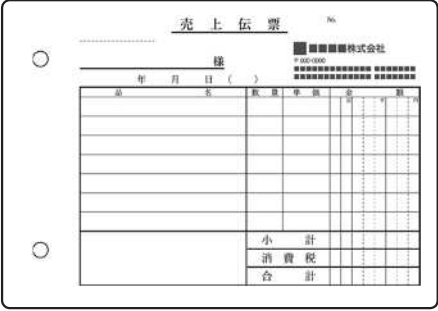
月	数量	単価	金額
3月 売上高	394	1,162 ¥	411,348
4月 売上高	309	1,028 ¥	317,652
5月 売上高	243	1,107 ¥	269,001
6月 売上高	238	1,069 ¥	254,422
7月 売上高	208	1,158 ¥	240,864
8月 売上高	387	1,214 ¥	469,818
9月 売上高	0	0 ¥	-
10月 売上高	0	0 ¥	-
11月 売上高	0	0 ¥	-
12月 売上高	0	0 ¥	-

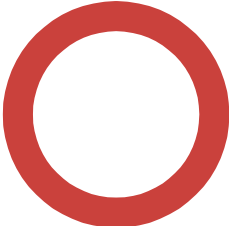


手書きの売上帳の
コピーなど



売上台帳





※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付③履歴事項全部証明書）

③履歴事項全部証明書

申請者の履歴事項全部証明書を添付してください。

- ※ 提出時から**3ヶ月以内に発行**されたものに限り、一時支援金または月次支援金の受給実績のある方で基本申請の場合には、直近の受給時に添付した履歴事項全部証明書が自動添付されますが、申請時点で履歴事項全部証明書の発行日が3ヶ月を超える場合には改めて添付いただく必要がございます。ただし、**簡単申請の場合は、履歴事項証明書の発行日が申請時から3ヶ月を経過していた場合でも改めて添付いただく必要はございません。**
- ※ **発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を添付してください。
- ※ 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□

●●●●●●株式会社

会社法人等番号□□□□-□□-□□□□□□

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更
		令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.□□□ 2.□□□□	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●● □□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●●	
登記変更に関する事項	設立 令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている開示されている事項の全部であることを証明した書面である。
(●●法務局●●支局管轄)
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官

●●●●印

整理番号□□□□□□ *下線のあるものは抹消事項であることを示す。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付④通帳の写し）

④通帳の写し

- **法人名義の口座**の通帳の写しを添付してください。
法人名義の振込先口座が存在しない場合には、法人の代表者名義の口座でも可能です。
 - **金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人**が確認できるようスキャン又は撮影してください。上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の**両方**を添付してください。
- ※ 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を添付してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を添付してください。

●通帳のオモテ面



●通帳を開いた1・2ページ目



●電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、月次支援金のお支払いができません！

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2.申請する（証拠書類等の添付⑤宣誓・同意書）

⑤宣誓・同意書

給付規程により様式が定められた**宣誓・同意書**を添付してください。当該様式は月次支援金HPの「資料ダウンロード」からダウンロードしてください。

(<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/downloads/index.html>)

- ※ 宣誓・同意書には**代表者本人の自署**が必要となります。
- ※ 視覚や手指等に障害があり、自署の署名が難しい場合には、「〇〇〇〇（代筆：△△△△）」のように、ご自身のお名前に加えて代筆者名と代筆である旨を記載いただいた上で、ご自身の身体障害者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）の写しを自署の署名が必要な書類（宣誓・同意書等）の後ろに添付し、1つのファイルにしていたものを申請画面に添付してください。

(様式6)

月次支援金に係る宣誓・同意書

緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程（以下この様式において「本給付規程」という。）第24条に基づき、給付の申請を行う全ての対象月の月次支援金について、次の1及び3から5までのいずれにも宣誓し、次の2及び6から13までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合は同意した事項に違反した場合は、一時支援金又は月次支援金（以下この様式において「支援金」という。）の給付を受けていない場合は支援金の給付を受けることを辞退し、既に支援金の給付を受けていた場合は速やかに事務局に返還します。

1. 本給付規程第2章に定める月次支援金に係る給付要件を満たしていること

※対象月の事業収入等が、対象月の対象措置影響により、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している必要がある。ただし、本給付規程第23条に規定する申請特例を用いる場合は、その申請特例該当要件による。

※緊急事態措置区域若しくは措置区域で地方公共団体による休業又は営業時間短縮の要請に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている対象飲食店と直接若しくは間接の取引があったこと、又は、緊急事態措置区域若しくは重点措置区域における不要不急の外出若しくは移動の自粛による直接的な影響を受けたことが前提となる。

※月次支援金の趣旨・目的に基づき売上台帳、領収書その他の確定申告の基礎となる書類に基づく事業収入等が2019年又は2020年の同月比で減少していることが必要である。また、その趣旨・目的が妥当でない理由により対象月の事業収入等が2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している場合、例えば、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業又は営業時間短縮や不要不急の外出又は移動の自粛とは関係なく事業収入等が減少している時期を対象月としている場合、売上計上基準の変更及び顧客との取引時期を調整している場合、営業活動を実施していない又は法人成り若しくは事業承継の前後等の間に営業日数が少ない場合は、給付要件を満たさない。

2. 支援金の給付の申請に当たり、事務局が本給付規程第26条各号の対応又は本給付規程第11条各号の対応のうち必要なものを行ったにもかかわらず、申請者が当該申請について給付要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由として、当該申請が不給付又は本給付規程第9条の一時支援金に係る不給付となった場合には、本給付規程第27条第4項に従い、給付を受けた全ての支援金について、返還を遅滞なく行う義務を負うほか、本給付規程第25条第2号により、給付を受ける前の月次支援金は不給付となり、新たに月次支援金の給付の申請を行うことができなくなる場合があること

3. 本給付規程第22条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等（以下この様式において「基本情報等」という。）に虚偽のないこと

※例えば、事業を実施していないにもかかわらず事業を実施していると偽っている場合、事業収入等の額を偽っている場合及びその他証拠書類等に虚偽がある場合は、給付要件を満たさない。

4. 本給付規程の別紙4で定める協力金申請に関する誓約事項について遵守すること

5. 月次支援金の給付を受けた後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行うこと

6. 本給付規程第2章で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに中小企業庁又は事務局が定める対象措置影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること

※帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指す。

7. 地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、月次支援金の受給資格がないことに同意し、既に月次支援金を受給していた場合には速やかに返還すること

8. 事務局又は長官が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、6で保存している情報を速やかに提出すること

9. 事務局又は長官が委任若しくは準委任した者が本給付規程第28条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応ずること

10. 本給付規程第2章に定める無資格受給又は不正受給が発覚した場合には、本給付規程第28条に従い、給付を受けた支援金について、返還を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、番号・種別、氏名等の公表等の措置がとられる場合があり、また、本給付規程第25条第3号に従い、給付を受ける前の月次支援金は不給付となり、新たに月次支援金の給付の申請を行うことができなくなる場合があること

11. 月次支援金、一時支援金、持続化給付金及び家賃支援給付金（以下この項において「支援金等」という。）の給付の申請に当たって中小企業庁又はそれぞれの支援金等の事務局に提出した全ての基本情報等が、中小企業庁及びそれぞれの支援金等の事務局の間に相互に提供され、当該情報の提出時に給付申請がされた支援金等以外を含む全ての支援金等の審査及び調査のために用いられる場合があること

12. 提出した基本情報等が月次支援金の事務並びに国及び地方公共団体による月次支援金の制度枠組みを準用した支援策（実施することが決定している支援策であって、中小企業庁が基本情報等の提供が必要であると認める支援策に限る。）の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び月次支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報（第三者から取得する場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。））があること

13. 本給付規程第2章の定めに従うこと

法人名（法人の場合）	令和 3 年 月 日
代表者又は個人事業主等の氏名（自署）	

代表者本人の自署

宣誓・同意した日付を記載

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2.申請する（登録内容の確認・証拠書類等の添付・確認）

登録内容の確認

●下記の入力情報が正しいかの確認

- ① 月次支援金に係る取引先情報
- ② 宣誓・同意事項
- ③ 基本情報
- ④ 売上額
- ⑤ 口座情報

証拠書類等の添付・確認

●証拠書類等が正しく添付されているかの確認

- ① 確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え
- ② 2021年の対象月の売上台帳等
- ③ 履歴事項全部証明書
- ④ 通帳の写し
- ⑤ 宣誓・同意書

2.申請する（申請後の流れ・不正受給時の対応）

申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。

不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、申請頂いた内容・証拠書類等の確認完了後、事務局名義にて申請された金融機関口座に振込みを行います。

なお、確認が終了した際には、給付通知書（不給付の場合には不給付通知書）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認ください。

※ 通知書の到着前に振込みが行われる場合もあること、予めご了承ください。

不正受給時の対応

提出された基本情報等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって**不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。**

- ① 全ての支援金について、それぞれ、その全額に、受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の**返還請求**を行います。
- ② 申請者の**法人名等の公表を講じることがあります。**
- ③ 不正の内容等により、不正に月次支援金を受給した**申請者を告訴・告発**します。

相談ダイヤル

月次支援金相談窓口 フリーダイヤル **0120-211-240**

[IP 電話専用回線]03-6629-0479

営業時間 8:30～19:00（土曜日・祝日含む全日）

※申請サポート会場については、月次支援金HPでご確認ください。

「月次支援金」の不正受給は犯罪です。

月次支援金 申請の手続き

はじめに

P.2

1.月次支援金の概要

P.9

2.月次支援金の詳細

通常申請

P.17

1.申請の要件を確認する

P.23

2.申請する

申請特例

P.37

要件・証拠書類等を確認する

- ※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。
- ※ 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P.84

申請時の注意事項

証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例

A：証拠書類等に関する特例

A-1

2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類について、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合

P.39～40

B・C：給付額等に関する特例

B-1

2019年・2020年新規開業特例

2019年1月から2020年12月までの間に設立した法人に対する特例

P.41～45

B-3

合併特例

2021年1月以降に、法人事業収入を比較する2つの月の間に合併した法人に対する特例

P.46～48

B-4

連結納税特例

連結納税している法人に対する特例

P.49

B-5

罹災特例

2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人に対する特例

P.50～52

B-6

法人成り特例

2021年1月以降に、法人事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者に対する特例

P.53～58

B-7

NPO法人・公益法人等特例

特定非営利法人及び公益法人等に対する特例

P.59～79

C-1

2021年新規開業特例

2021年1月から2021年3月までの間に設立した法人に対する特例

※ 2020年1月から同年12月までの間に設立し、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に法人事業収入を得ている場合を含む

P.80～84

A-1 証拠書類等の特例

2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書控えについて、以下の場合、代替の証拠書類を添付の上、申請してください。

■ 適用条件

2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控えについて、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合（例：収受日付印が押印されていない場合）

■ 代替の証拠書類

当該事業年度の1事業年度前の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え

又は

当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもの（様式自由）で代替することができます。

※ 2020年1月から同年12月までの間に法人を設立した場合であって、[B-1 新規開業特例]を用いない場合は、通常申請にて、2020年対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控えを添付してください。

■ 給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限20万円/月）

A：基準月の月間法人事業収入（※）

B：2021年の対象月の月間法人事業収入

※ 1事業年度前の確定申告書別表一の控えを提出した場合、給付額の算定に当たっては、その事業年度に含まれる対象月同月の法人事業収入と比較して行います。

A-1 証拠書類等の特例

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
①	確定申告書類	2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え ※ ただし、提出できない事業年度分がある場合は、以下のいずれかの代替書類 - 当該事業年度の1事業年度前の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え - 当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもの（様式自由）	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.29、30
②	売上台帳等	対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	P.31
③	履歴事項全部証明書	- 申請者の履歴事項全部証明書 ※ 提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限りま	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.32
④	通帳の写し	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.33
⑤	宣誓・同意書	- 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものが必要です	必要	必要に応じて添付※2	必要に応じて添付※2	P.34

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。**

■ 代替の証拠書類の提出例

例) 税理士による署名がなされた申告予定の月次の法人事業収入を証明できる書類で代替する場合
(基準年が2020年、基準月が5月の例)

2019年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2021年度	2021年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

確定申告が完了していない等の理由により、2020年5月（基準月）の法人事業収入を含む2020年度の確定申告書類を提出できない。

→ 本特例により、**当該事業年度の確定申告で申告予定の月次の法人事業収入を証明できる書類（税理士による署名がなされたもの）**で代替することができます。

B-1 新規開業特例 (2019年設立の場合)

2019年1月から同年12月までの間に法人を設立した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■適用条件

2019年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、2019年の法人を設立した月から同年12月までの月平均の法人事業収入と比べて50%以上減少している。

■給付額の算定式

$$S = A \div M - B$$

S：給付額（上限20万円/月）

A：2019年の年間法人事業収入

M：2019年の設立後月数（法人を設立した日の属する月から同年12月までの月数とし、法人を設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：2021年対象月の月間法人事業収入

給付額の算定例

給付額の算定例）2019年9月に法人を設立し、対象月が4月の場合

	2019年								2020年	2021年			
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	..	..	4	5
万円						40	60	80	100	..	..	20	60

A：2019年の年間法人事業収入＝280万円

M：2019年の設立後月数＝4か月

B：2021年の対象月の月間法人事業収入＝20万円

S：280÷4－20＝50万円＞20万円（上限額）

→ 給付額20万円

2019年の年間法人事業収入：280万円

月平均の法人事業収入：70万円(280万円÷4か月)

対象月の月間法人事業収入：20万円

50%以上減

→ 対象月＝4月

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
①	確定申告書類	・2019年の法人を設立した日の属する月から2020年の対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類別表一及び法人事業概況説明書の控え	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.29、30
②	売上台帳等	・対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	P.31
③	履歴事項全部証明書	・申請者の履歴事項全部証明書 ※ 法人の設立年月日が、2019年1月1日から同年12月31日までの間のものに限り ※ 提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限り	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.42
④	通帳の写し	・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.33
⑤	宣誓・同意書	・給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものが必要です	必要	必要に応じて添付※2	必要に応じて添付※2	P.34

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。

B-1 新規開業特例 (2019年設立の場合)

■ 履歴事項全部証明書

- 法人の設立年月日が**2019年1月1日から同年12月31日までの間**であること。
- ※ 提出時から**3ヶ月以内に発行**されたものに限り、一時支援金または月次支援金の受給実績のある方で基本申請の場合には、直近の受給時に添付した履歴事項全部証明書が自動添付されますが、申請時点で履歴事項全部証明書の発行日が3ヶ月を超える場合には改めて添付いただく必要がございます。ただし、**簡単申請の場合は、履歴事項証明書の発行日が申請時から3ヶ月を経過していた場合でも改めて添付いただく必要はございません。**
- ※ **発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を添付してください。
- ※ 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能です。**

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●株式会社
会社法人等番号□□□□-□□-□□□□□□

「会社成立の年月日」が
**2019年1月1日から
同年12月31日までの間**
であること。

商号	株式会社●●●●●	
	株式会社□□□□□	令和□□年□□月□□日変更
		令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公署をする方法	□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.□□□ 2.□□□	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●● □□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立 令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている開示されている事項の全部であることを証明した書面である。

(●●法務局●●支局管轄)
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官

●●●●

印

整理番号□□□□□□ *下線のあるものは抹消事項であることを示す。

B-1 新規開業特例（2020年設立の場合）

2020年1月から同年12月までの間に法人を設立した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※ 2020年1月から同年12月の間に法人を設立した場合であって、当該期間に事業による法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に事業による法人事業収入を得ており、2021年を基準年とする場合は、P.80～の「C-1 2021年新規開業特例」の適用が可能です。

■適用条件

2020年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、**2020年の法人を設立した月から同年12月までの月平均の法人事業収入**と比べて**50%以上減少**している。

■給付額の算定式

$$S = A \div M - B$$

S：給付額（上限20万円/月）

A：**2020年**の年間法人事業収入

M：**2020年**の設立後月数（法人を設立した日の属する月から同年12月までの月数とし、法人を設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：2021年対象月の月間法人事業収入

給付額の算定例

給付額の算定例）2020年9月に法人を設立し、対象月が4月の場合

	2020年								2021年			
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	..	4	5
万円						40	60	80	100	..	20	60

A：2020年の年間法人事業収入＝280万円

M：2020年の設立後月数＝4か月

B：2021年の対象月の月間法人事業収入＝20万円

S：280÷4－20＝50万円＞20万円（上限額）

→ **給付額20万円**

2020年の年間法人事業収入：280万円

月平均の法人事業収入：70万円(280万円÷4か月)

対象月の月間法人事業収入：20万円

50%以上減

→ 対象月＝4月

B-1 新規開業特例（2020年設立の場合）

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン - 基本申請	パターン3 マイページログイン - 簡単申請	ページ
①	確定申告書類	2020年の法人を設立した日の属する月から2020年12月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.29、30
②	売上台帳等	対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	P.31
③	履歴事項全部証明書	- 申請者の履歴事項全部証明書 ※ 法人の設立年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間のものに限りです ※ 提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限りです	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.45
④	通帳の写し	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.33
⑤	宣誓・同意書	- 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものがが必要です	必要	必要に応じて添付※2	必要に応じて添付※2	P.34

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。

B-1 新規開業特例（2020年設立の場合）

■ 履歴事項全部証明書

- 法人の設立年月日が**2020年1月1日から同年12月31日までの間**であること。
- ※ 提出時から**3ヶ月以内に発行**されたものに限り、一時支援金または月次支援金の受給実績のある方で基本申請の場合には、直近の受給時に添付した履歴事項全部証明書が自動添付されますが、申請時点で履歴事項全部証明書の発行日が3ヶ月を超える場合には改めて添付いただく必要があります。ただし、**簡単申請の場合は、履歴事項証明書の発行日が申請時から3ヶ月を経過していた場合でも改めて添付いただく必要はありません。**
- ※ **発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を添付してください。
- ※ 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●株式会社
会社法人等番号□□□□-□□-□□□□□□

「会社成立の年月日」が
**2020年1月1日から
同年12月31日までの間**
であること。

商号	株式会社●●●●●	
	株式会社□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公署をする方法	□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.□□□ 2.□□□	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●● □□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立 令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている開示されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(●●法務局●●支局管轄)
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官

●●●●

印

整理番号□□□□□□ *下線のあるものは抹消事項であることを示す。

B-3 合併特例 (合併した法人)

法人事業収入を比較する2つの月の間に合併した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

- ※ 2020年以前に合併した法人はこの特例を適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に合併した場合は、P.41～の「B-1 新規開業特例」の適用が可能です。
- ※ 同一の事業を行っていた法人に係る証拠書類等にもとづく給付は、各対象月について一度に限ります。また、同一の事業を行っていた者に係る証拠書類等にもとづく複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とします。

■適用条件

申請の対象としようとする**2021年の月における合併後の法人の月間法人事業収入**が、その月の対象措置影響により、基準月における**合併前の各法人の月間法人事業収入の合計**と比べて**50%以上減少**している。

■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S : 給付額 (上限20万円/月)

A : **合併前**の各法人の2019年又は2020年の基準月における月間法人事業収入の合計

B : **合併後**の法人の2021年対象月における月間法人事業収入

給付額の算定例

給付額の算定例) 2021年4月にX社とY社が合併してZ社となった場合
(基準年は2020年、対象月は5月とする場合)



A : X社とY社の2020年の5月の月間法人事業収入の合計 = 30 + 30 = 60万円

B : 2021年の5月の月間法人事業収入 : 20万円

※ X社とY社の2020年5月の月間法人事業収入の合計60万円に対して、2021年5月の月間法人事業収入が20万円であり、2020年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S : 60万円 - 20万円 = 40万円 > 20万円 (上限額)

→ **給付額20万円**

B-3 合併特例 (合併した法人)

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

証拠書類等の名前		証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン - 基本申請	パターン3 マイページログイン - 簡単申請	ページ
■ 合併前の各法人に係るもの（合併前の各法人分を添付してください）						
①	確定申告書類	・ 合併前の各法人に係る2019年の対象月同月及び2020年の対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.29、30
■ 合併後の法人に係るもの						
②	売上台帳等	・ 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	P.31
③	履歴事項全部証明書	・ 申請者の履歴事項全部証明書 ※ 合併の年月日が2021年1月以降であること、かつ法人事業収入を比較する2つの月の間であること ※ 提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限りま す	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.48
④	通帳の写し	・ 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.33
⑤	宣誓・同意書	・ 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものが 必要です	必要	必要に応じて添付※2	必要に応じて添付※2	P.34

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。

B-3 合併特例 (合併した法人)

■ 履歴事項全部証明書

- 合併年月日が2021年1月以降であること、かつ法人事業収入を比較する2つの月の間であること。
- ※ 提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限り、一時支援金または月次支援金の受給実績のある方で基本申請の場合には、直近の受給時に添付した履歴事項全部証明書が自動添付されますが、申請時点で履歴事項全部証明書の発行日が3ヶ月を超える場合には改めて添付いただく必要がございます。ただし、**簡単申請の場合は、履歴事項証明書の発行日が申請時から3ヶ月を経過していた場合でも改めて添付いただく必要はございません。**
- ※ 発行年月日が記載されたページを含む全ページを添付してください。
- ※ 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能です。**

合併年月日が
2021年1月以降で、
法人事業収入を比較する
2つの月の間であること。

履歴事項全部証明書		
□□県□□市□□町□□□□ ●●●●●●株式会社 会社法人等番号□□□□□□□□□□□□□□□□		
商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.□□□□ 2.□□□□	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認をうけなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●● □□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●●	
吸収合併	令和□□年□□月□□日 □□県□□市□□町□□ 株式会社□□□□を吸収 合併 令和□□年□□月□□日登記	
登記変更に関する 事項	設立 令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている開示されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(●●●法務局●●●支局管轄)
令和□□年□□月□□日
●●●法務局登記官
●●●●●印

整理番号□□□□□□ ※下線のあるものは抹消事項であることを示す。

B-4 連結納税特例（連結納税している法人）

連結納税している法人は、個別法人ごとに給付要件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限20万円/月）

A：基準月の月間法人事業収入

B：2021年対象月の月間法人事業収入

給付額の算定例

給付額の算定例）親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合



親会社X

資本金が
給付要件外



子会社A

- ・資本金15億円
- ・前年同月比50%以上減

売上減少が
給付要件外



子会社B

- ・資本金1億円
- ・前年同月比30%減

申請可能



子会社C

- ・資本金1億円
- ・前年同月比50%以上減

申請可能



子会社D

- ・資本金1千万円
- ・前年同月比50%以上減

- ・子会社Aと子会社Bは給付要件を満たしていないので、申請はできません。
- ・子会社Cと子会社Dはそれぞれ給付要件を満たすので、子会社C社と子会社D社はそれぞれ必要な証拠書類を添付し、申請を行うことができます。

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
①	確定申告書類	・2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書及び法人事業概況説明書の控え	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.29、30
②	売上台帳等	・2021年の対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	P.31
③	履歴事項全部証明書	・申請者の履歴事項全部証明書 ※ 申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限りです	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.32
④	通帳の写し	・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.33
⑤	宣誓・同意書	・給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものがが必要です	必要	必要に応じて添付※2	必要に応じて添付※2	P.34

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。

B-5 罹災特例（罹災の影響を受けた法人）

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■適用条件

罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の対象月と同じ月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少している。

■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限20万円/月）

A：罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の基準月の月間法人事業収入

B：対象月の月間法人事業収入

給付額の算定例

給付額の算定例）2019年4月に罹災し、2018年の5月の法人事業収入を用いる場合

2018年度	2018年									2019年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	20	20	20
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	20	20	20
2020年度	2021年									2022年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

罹災日の属する年の前年である2018年の5月の月間法人事業収入を給付額算定に用いる。

A：2018年の5月の月間法人事業収入＝50万円

B：対象月の月間法人事業収入＝10万円

※ 2018年5月の月間法人事業収入50万円に対して、2021年5月の月間法人事業収入が10万円であり、2018年比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S：50万円－10万円＝40万円＞20万円（上限額）

→ 給付額20万円

B-5 罹災特例（罹災の影響を受けた法人）

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン - 基本申請	パターン3 マイページログイン - 簡単申請	ページ
①	確定申告書類	基準年（罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年）及び2020年の対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.29、30
②	売上台帳等	対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	P.31
③	履歴事項全部証明書	- 申請者の履歴事項全部証明書 ※ 申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限りま	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.32
④	通帳の写し	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.33
⑤	宣誓・同意書	- 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものが必要です	必要	必要に応じて添付※2	必要に応じて添付※2	P.34
⑥	罹災証明書等	2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を添付してください	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.52

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。**

B-5 罹災特例（罹災の影響を受けた法人）

■ 罹災証明書等

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等（自らの事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明）を添付してください。

※ 罹災証明書等は発行する地域によって名称が異なる場合があるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。

別 紙 (整理番号)	
罹 災 証 明 書	
世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	
※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)	
(追加記載事項欄③)	
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
年 月 日	
〇〇市町村長 印	

B-6 法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

申請時点では法人であるが、事業収入等を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

- ※ 「2020年以前に法人化した法人」及び「法人化前の個人事業者の時に既に申請の対象としようとする2021年の月を対象とした月次支援金の給付を受けている法人」はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に法人化した場合は、P.41～の[B-1 新規開業特例]の適用が可能です。
- ※ 同一の事業を行っていた法人に係る証拠書類等にもとづく給付は、各対象月について一度に限ります。また、同一の事業を行っていた者に係る証拠書類等にもとづく複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とします。

■適用条件

申請の対象としようとする**2021年の月**における**法人化後の法人の月間法人事業収入**が、その月の対象措置影響により、**法人化前の個人事業者**における**基準年の同月の月間個人事業収入又は基準年の月平均の業務委託契約等収入**と比べて**50%以上減少**している。

■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額

A：法人化前の個人事業者における基準月の月間個人事業収入

B：法人化後の法人における対象月の月間法人事業収入

※ 法人の設立年月日が**2021年4月1日**までの場合は、**上限20万円/月**

※ 法人の設立年月日が**2021年4月2日以降**の場合は、**上限10万円/月**

B-6 法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

給付額の算定例（給付額の上限額が20万円/月の場合）

給付額の算定例1）2021年1月15日に法人化し、基準年を2019年、対象月を5月とした場合
（個人事業者であった際は白色申告をしていたとする）

2019年	個人事業収入の月平均		年間の個人事業収入の合計
	60（＝720÷12）		720
2020年	個人事業収入の月平均		年間の個人事業収入の合計
	30（＝360÷12）		360
2021年	4月	5月	6月
	40	20	40

A：2019年の個人事業者の月平均個人事業収入＝60万円

B：2021年5月の月間法人事業収入＝20万円

※ **法人化前の個人事業者における**2019年の月平均の個人事業収入が60万円（720万円÷12）、**法人化後の法人における**2021年5月の月間法人事業収入が20万円であり、2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S：60万円－20万円＝40万円＞20万円（上限額）

→ **給付額20万円**

※法人の設立年月日が**2021年4月1日までのため**、給付額の**上限額は20万円/月**となる。

給付額の算定例（給付額の上限額が10万円/月の場合）

給付額の算定例2）2021年4月15日に法人化し、基準年を2019年、対象月を5月とした場合
（個人事業者であった際は白色申告をしていたとする）

2019年	個人事業収入の月平均		年間の個人事業収入の合計
	60（＝720÷12）		720
2020年	個人事業収入の月平均		年間の個人事業収入の合計
	30（＝360÷12）		360
2021年	4月	5月	6月
	40	20	40

A：2019年の個人事業者の月平均個人事業収入＝60万円

B：2021年5月の月間法人事業収入＝20万円

※ **法人化前の個人事業者における**2019年の月平均の個人事業収入が60万円（720万円÷12）、**法人化後の法人における**2021年5月の月間法人事業収入が20万円であり、2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S：60万円－20万円＝40万円＞10万円（上限額）

→ **給付額10万円**

※法人の設立年月日が**2021年4月2日以降のため**、給付額の**上限額は10万円/月**となる。

B-6 法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

証拠書類等の名前		証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
■ 法人化前の個人事業者に係るもの						
①	確定申告書類	・ 2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控え（個人事業者の確定申告書類については、「個人事業者等向け」月次支援金申請要領をご参照ください） ➤ 青色申告の場合：確定申告書第一表の控え、所得税青色申告決算書の控え ➤ 白色申告の場合：確定申告書第一表の控え	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.29、30
■ 法人化後の法人に係るもの						
②	売上台帳等	・ 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	P.31
③	履歴事項全部証明書	・ 申請者の履歴事項全部証明書 ※ 提出時から 3ヶ月以内に発行 されたものに限り、 ※ 法人の設立年月日が 2021年1月以降 であり、かつ 事業収入を比較する2つの月の間 であること	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.56
④	通帳の写し	・ 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.33
⑤	宣誓・同意書	・ 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したもの が必要です	必要	必要に応じて添付※2	必要に応じて添付※2	P.34
⑥	右記いずれかの書類	1. 法人設立届出書 （「 設立の形態 」欄において、「 1 個人企業を法人組織とした法人である場合 」を選択していること） 2. 個人事業の開業・廃業等届出書 （「 廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合 」欄に記載があり、その 法人名・代表者名が申請内容と一致 していること）	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.57、58

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。**

B-6 法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

■ 履歴事項全部証明書

- 法人の設立年月日が**2021年1月以降**であること、かつ**事業収入を比較する2つの月の間**であること。
- ※ 提出時から**3ヶ月以内に発行**されたものに限り、一時支援金または月次支援金の受給実績のある方で基本申請の場合には、直近の受給時に添付した履歴事項全部証明書が自動添付されますが、申請時点で履歴事項全部証明書の発行日が3ヶ月を超える場合には改めて添付いただく必要がございます。ただし、**簡単申請の場合は、履歴事項証明書の発行日が申請時から3ヶ月を経過していた場合でも改めて添付いただく必要はございません。**
- ※ **発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を添付してください。
- ※ 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能です。**

「会社成立の年月日」が
**2021年1月以降で、
事業収入を比較する
2つの月の間**であること。

履歴事項全部証明書		
□□県□□市□□町□□□□ ●●●●●株式会社 会社法人等番号□□□□-□□-□□□□□□		
商号	株式会社●●●●●	
	株式会社□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公署をする方法	□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.□□□ 2.□□□	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●● □□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立 令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている開示されている事項の全部であることを証明した書面である。
 (●●法務局●●支局管轄)
 令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官

●●●●印

整理番号□□□□□□ *下線のあるものは抹消事項であることを示す。

B-6 法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

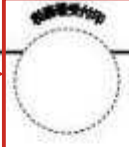
■法人設立届出書

- ・「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。
- ※ 收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

收受日付印が押印されていること。

「設立年月日」が
2021年1月以降で、
事業収入を比較する
2つの月の間であること。

「設立の形態」において、
「1.個人企業を法人組
織とした法人である場
合」を選択していること。

法人設立届出書		※整理番号	
		〒 本店又は主たる事務所の所在地 電話() —	
令和 年 月 日 納税地 (フリガナ) 法人名 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 電話() —		〒 〒 〒 〒 〒 〒	
税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。		設立年月日 平成・令和 年 月 日 事業年度 (前) 月 日 (通) 月 日	
設立時の資本金又は出資金の額 円		消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日 平成・令和 年 月 日	
事業の目的	(定款等に記載しているもの)	支店・出張所・工場等	名称
	(現に営んでいる又は営む予定のもの)		所在地
1 個人企業を法人組織とした法人である場合 () 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 () 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他 ()		1 定款等の写し 2 その他 ()	
設立の形態が2～4である場合の適格区分		適格・その他	
事業開始(見込み)年月日 平成・令和 年 月 日		添付書類	
「給与支払事務所の開設届出書」提出の有無 有 ・ 無		氏名	
開税理士 事務所所在地		電話() —	
税理士署名押印		()	
税務署 処理課	課 門	決算 期	業種 番号
番号	入力	本 簿	通 信 日付印
年 月 日	押印	()	

01.06 改正

(規格A4)

B-6 法人成り特例（個人事業者等から法人化した者）

■ 個人事業の開業・廃業等届出書

- ①「**廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合**」欄に記載があり、②その**法人名・代表者名**が申請内容と一致していること。

※ 収受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていること。
 なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「**受信通知（メール詳細）**」を添付すること。

収受日付印が押印されていること。

1 0 4 0																													
税務署受付印 																													
個人事業の開業・廃業等届出書																													
納税地	住所地・居住地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） （〒 - - ） （TEL. - - ）																												
上記以外の 住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 （〒 - - ） （TEL. - - ）																												
フリガナ	氏名 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生																												
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0																												
種 業	フリガナ 業 号																												
個人事業の開業等について次のとおり届けます。																													
届出の区分	開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。） 住所 氏名 事務所・事業所の（新設・増設・移転・廃止） 廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。） 住所 氏名																												
所得の種類	不動産所得・山林所得・事業（農業）所得（農業の場合……全部・一部（ ））																												
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日 平成 令和 年 月 日																												
事業所等を 新増設、移転、 廃止した場合	新増設、移転後の所在地 （電話） 移転・廃止前の所在地																												
開業の事由が法人の 設立に伴うものである場合	設立法人名 代表者名 法人納税地 設立登記 平成 令和 年 月 日																												
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 有・無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 有・無																												
事業の概要 （できるだけ具体的に記載します。）	給与等の支払状況																												
給与等の支払状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>従業員数</th> <th>給与の定め方</th> <th>税額の有無</th> <th>その他 （任意）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専従者</td> <td>人</td> <td></td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用人</td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他 （任意）	専従者	人		有・無		使用人			有・無		計			有・無									
区分	従業員数	給与の定め方	税額の有無	その他 （任意）																									
専従者	人		有・無																										
使用人			有・無																										
計			有・無																										
源泉所得税の納税の特例の承認に関する申請書の提出の有無	有・無 給与支払を開始する年月日 平成 令和 年 月 日																												
関係税理士	(TEL. - -)																												
税務署 受理 欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>受付内 番号</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>番号確認</th> <th>身元確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>011111</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>☐ 済 ☐ 未済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受理日付印の年月日</td> <td>確認印</td> <td>確認書 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（ ）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	整理番号	受付内 番号	A	B	C	番号確認	身元確認	011111					☐ 済 ☐ 未済		受理日付印の年月日	確認印	確認書 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（ ）					年 月 日						
整理番号	受付内 番号	A	B	C	番号確認	身元確認																							
011111					☐ 済 ☐ 未済																								
受理日付印の年月日	確認印	確認書 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（ ）																											
年 月 日																													

- ② その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。

- ① 「**廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合**」欄に記載があること。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

特定非営利活動法人（NPO法人）及び**公益法人等**（法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人）である場合、証拠書類等の特例並びに給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※ 本特例を用いる場合には、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

公益法人等を設立した年〔特定非営利活動法人の設立の認証を受けた年〕を基準年とするか否かによって、適用条件、証拠書類等が異なります。詳しくは、以下をご確認ください。

No.	項目	申請特例区分		ページ
01	通常特例	B-7-1	NPO法人・公益法人等全般	P.60～ P.61
		B-7-2	寄附型NPO法人	P.62～ P.64
02	新規開業特例（2019年・2020年設立・認証の場合） 2019年1月から2020年12月までの間に公益法人等を設立した〔特定非営利活動法人の設立の認証を受けた〕場合であって、公益法人等を設立した〔特定非営利活動法人の設立の認証を受けた〕年を基準年とする場合	B-7-1	NPO法人・公益法人等全般	P.65～ P.66
		B-7-2	寄附型NPO法人	P.67～ P.69
03	新規開業特例（2021年設立・認証の場合） 以下のいずれかに該当する場合 - 2021年1月から2021年3月までの間に公益法人等を設立した〔特定非営利活動法人の設立の認証を受けた〕場合であって、2021年を基準年とする場合 - 2020年1月から2020年12月までの間に公益法人等を設立し〔特定非営利活動法人の設立の認証を受け〕、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に法人事業収入を得ている特定非営利活動法人、公益法人等であって、2021年を基準年とする場合	B-7-1	NPO法人・公益法人等全般	P.70～ P.71、 75
		B-7-2	寄附型NPO法人	P.72～ P.75

寄附型NPO法人

以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、**寄附型NPO法人**に該当し、**01)通常特例のB-7-2**を選択して申請することができます。02)2019年・2020年新規開業特例、03)2021年新規開業特例の要件は、別途該当ページをご確認ください。

「B-7-2」を用いた申請の場合、「B-7-1」を用いた申請よりも給付までに時間を要する場合がございます。

要件1	寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計。以下同じ。）が事業活動と密接に関連しており、当該法人の 基準年度の寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上 であること。
要件2	申請の対象としようとする 2021年の月の特定事業収入（寄附金等及び事業収益の合計額） が、その月の対象措置影響により、 基準月の特定事業収入と比べて、50%以上減少していること。
要件3	以下のいずれかに該当すること。 i. 申請の対象としようとする 2021年の月の事業費支出が、その月の対象措置影響により、基準月の事業費支出と比べて減少していること。 ii. 上記に該当しない場合であって、事業の性質上、対象措置影響により、 事業費支出を増加させる必要がある等の特別の事情が認められること （申請時に理由を選択肢の中から選択してください。）。
要件4	特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、 基準年度の活動実績があること。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

01 通常特例

B-7-1 : NPO法人・公益法人等全般

■適用条件

申請の対象としようとする**2021年の月の月間法人事業収入**が、その月の対象措置影響により、**基準月の月間法人事業収入と比べて50%以上減少**している。

※ 月次の法人事業収入を確認できない場合は、基準月の属する事業年度（以下、「基準年度」という。）の月平均の法人事業収入と対象月の月間法人事業収入とを比較することとする。

■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S : 給付額（上限20万円/月）

A : 基準月の月間法人事業収入（※1、2）

B : 対象月の月間法人事業収入（※2）

※1 証拠書類等①で提出されるもので月次の収入を確認できる場合は、基準月の月間法人事業収入の額を用いる。

証拠書類等①で提出されるもので月次の収入を確認できない場合は、基準年度の年間法人事業収入を12で割って算出した額を用いる。

※2 法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

01 通常特例

B-7-1 : NPO法人・公益法人等全般

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
①	年間法人事業収入が確認できる書類	2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の年間法人事業収入が確認できるもの ※ ただし、当該事業年度の年間法人事業収入が確認できるものを提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該事業年度の1事業年度前の年間法人事業収入が確認できるもので代替することを認め、又は、当該事業年度の年間法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認めます	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	—
②	売上台帳等	- 対象月及び基準月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等 ※ ①で提出する書類の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象月の月間事業収入については当該情報を記載した他の書類によることも認め、基準月の月間事業収入については基準年度の月平均の法人事業収入によることを認めます	必要	必要	必要	P.31
③	履歴事項全部証明書	- 申請者の履歴事項全部証明書 ※ 提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限りま。ただし、提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等で代替することを認めます	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.32
④	通帳の写し	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.33
⑤	宣誓・同意書	- 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものが必要となります	必要	必要に応じて添付※2	必要に応じて添付※2	P.34

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。

■ 年間法人事業収入が確認できる書類の例

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

B-7 NPO法人・公益法人等特例

01 通常特例

B-7-2 : 寄附型NPO法人

- ・「B-7-2」を用いた申請の場合、「B-7-1」を用いた申請よりも給付までに時間を要する場合があります。また、「B-7-2」の場合は、簡単申請をご利用いただくことができません。
- ・「B-7-1」で給付申請額が上限20万円/月に達する場合は、「B-7-1」での申請をお勧めいたします。

以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金・補助金（国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。）も法人事業収入に含めることができる。

要件1	寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計。以下同じ。）が事業活動と密接に関連しており、当該法人の 基準年度の寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上 であること。
要件2	申請の対象としようとする 2021年の月の特定事業収入（寄附金等及び事業収益の合計額） が、その月の対象措置影響により、 基準月の特定事業収入と比べて、50%以上減少していること。
要件3	以下のいずれかに該当すること。 i. 申請の対象としようとする 2021年の月の事業費支出が 、その月の対象措置影響により、 基準月の事業費支出と比べて減少していること。 ii. 上記に該当しない場合であって、事業の性質上、対象措置影響により、 事業費支出を増加させる必要がある等の特別の事情が認められること （申請時に理由を選択肢の中から選択してください。）。
要件4	特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、 基準年度の活動実績があること。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

01 通常特例

B-7-2：寄附型NPO法人

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン - 基本申請	パターン3 マイページログイン - 簡単申請	ページ
①	年間法人事業収入が確認できる書類	2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の活動計算書 ※ ただし、当該事業年度の活動計算書を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該事業年度の1事業年度前の年間事業収入が確認できるもので代替することを認め、又は、当該事業年度の年間法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認めます	必要	必要に応じて変更※1		—
②	売上台帳等	- 対象月及び基準月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等 ※ ①で提出する書類の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象月の月間事業収入については当該情報を記載した他の書類によることも認め、基準月の月間事業収入については基準年度の月平均の法人事業収入によることを認めます	必要	必要	不可	P.31
③	履歴事項全部証明書	- 申請者の履歴事項全部証明書及び根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等 ※ 履歴事項全部証明書については、提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限る	必要	必要に応じて変更※1		P.32
④	通帳の写し	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1		P.33
⑤	宣誓・同意書	- 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものがが必要です	必要	必要に応じて添付※2		P.34
⑥	申込フォーム	- 月次支援金HPからダウンロードしてください。 ※ 「寄附型NPO特例に係る申込フォーム（通常）」に記載してください。 ※ Excel形式にて提出してください	必要	必要に応じて変更※1		—

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

01 通常特例

B-7-2：寄附型NPO法人

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
⑦	受取助成金・補助金の一部及び確定通知書の写し	- 基準年の受取助成金・補助金（*1）の一覧（*2）及びそれぞれの額の確定通知書の写し（確定通知書がない場合、交付決定通知書の写し。） *1：国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限りします。 *2：申込フォームの「補助金入力シート」に記載してください。	必要	必要に応じて変更※1	不可	—
⑧	事業支出額確認資料	対象月及び基準月の月間事業費支出（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）が確認できるもの	必要	必要		—
⑨	事業の実施に関する事項	基準年度の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し	必要	必要に応じて変更※1		—

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

02 新規開業特例（2019年・2020年設立・認証の場合）

B-7-1：NPO法人・公益法人等全般

特定非営利活動法人（NPO法人）及び**公益法人等**（法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人）である場合、証拠書類等の特例並びに給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※ 本特例を用いる場合には、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

■適用条件

申請者が**2019年1月から2020年12月までの間に法人を設立した【特定非営利活動法人の設立の認証を受けた】特定非営利活動法人、公益法人等**であって、法人を設立した【特定非営利活動法人の設立の認証を受けた】年を基準年とした上で、申請の対象としようとする**2021年の月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、基準年の月平均の法人事業収入に比べて50%以上減少**している。

■給付額の算定式

$$S = A \div M - B$$

S：給付額（上限20万円/月）

A：基準年の年間法人事業収入（※）

M：基準年の設立・認証後月数（設立・認証日の属する月から基準年の12月までの月数とし、公益法人等を設立した日【特定非営利活動法人の設立の認証を受けた日】（以下、「**設立・認証日**」という。）の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。）

B：対象月の月間法人事業収入（※）

※ 法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

02 新規開業特例（2019年・2020年設立・認証の場合）

B-7-1：NPO法人・公益法人等全般

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
① 年間法人事業収入が確認できる書類	・ 2019年を基準年とする場合：設立・認証日の属する月から2020年の対象月と同じ月までをその期間内に含む全ての事業年度の年間法人事業収入が確認できるもの ・ 2020年を基準年とする場合：設立・認証日の属する月から同年12月までをその期間内に含む全ての事業年度の年間法人事業収入が確認できるもの ※ 根拠法令等において作成が義務付けられている書類であり、収入が確認できるもの又はこれに類するものを原則とします（本頁下部の例を参照）。ただし、当該事業年度の年間法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認めます	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	—
② 売上台帳等	・ 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等 ※ ①で提出する書類の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることを認めます	必要	必要	必要	P.31
③ 履歴事項全部証明書	・ 申請者の履歴事項全部証明書 ※ 法人の設立年月日が2019年1月1日から2020年12月31日までの間のものに限ります ※ ただし、提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等で代替することを認めます ※ 提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限ります	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.42 P.45
④ 通帳の写し	・ 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.33
⑤ 宣誓・同意書	・ 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものが必要となります	必要	必要に応じて添付※2	必要に応じて添付※2	P.34

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。**

■ 年間法人事業収入が確認できる書類の例

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

B-7 NPO法人・公益法人等特例

02 新規開業特例（2019年・2020年設立・認証の場合）

B-7-2：寄附型NPO法人

- ・「B-7-2」を用いた申請の場合、「B-7-1」を用いた申請よりも給付までに時間を要する場合があります。また、「B-7-2」の場合は、簡単申請をご利用いただくことができません。
- ・「B-7-1」で給付申請額が上限20万円/月に達する場合は、「B-7-1」での申請をお勧めいたします。

以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金・補助金（国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。）も含めることができる。

要件1	寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計。以下同じ。）が事業活動と密接に関連しており、 ① 設立当初の事業年度の活動計算書がある場合：当該活動計算書における、寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上であること。 ② 設立当初の事業年度の活動計算書がない場合：i）認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書のうちいずれかの事業年度における、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合、及び、ii）認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合が50%以上であること。
要件2	申請の対象としようとする2021年の月の特定事業収入（寄附金等及び事業収益の合計額。以下同じ。）が、その月の対象措置影響により、基準年の認証を受けた月から同年12月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。）の特定事業収入と比べて、50%以上減少していること。
要件3	以下のいずれかに該当すること。 i. 申請の対象としようとする2021年の月の事業費支出が、その月の対象措置影響により、基準年の認証を受けた月から同年12月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。）の事業費支出と比べて減少していること。 ii. i に該当しない場合であって、事業の性質上、申請の対象としようとする2021年の月の事業費支出が、その月の対象措置影響により、基準年の認証を受けた月から同年12月までの月平均の事業費支出と比べて増加させる必要がある等の特別の事情が認められること。（申請時に理由を選択肢の中から選択してください。）。
要件4	特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、設立当初の事業年度の活動実績があること。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

02 新規開業特例（2019年・2020年設立・認証の場合）

B-7-2：寄附型NPO法人

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
①	年間法人事業収入が確認できる書類	- 設立当初の事業年度の活動計算書がある場合：設立当初の事業年度の活動計算書 - 設立当初の事業年度の活動計算書がない場合：認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書、及び、認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの寄附金等及び経常収益の額が確認できる書類（任意書式・税理士による署名必須）	必要	必要に応じて変更※1		—
②	売上台帳等	- 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等 ※ ①で提出する書類の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることを認めます	必要	必要	不可	P.31
③	履歴事項全部証明書	- 申請者の履歴事項全部証明書及び根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等 ※ 履歴事項全部証明書については、提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限る	必要	必要に応じて変更※1		P.32
④	通帳の写し	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1		P.33
⑤	宣誓・同意書	- 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものが必要です	必要	必要に応じて添付※2		P.34
⑥	申込フォーム	- 月次支援金HPからダウンロードしてください。 ※ 「2019年・2020年認証特例」用の申込フォームに記載してください ※ Excel形式にて提出してください	必要	必要に応じて変更※1		—

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。**

B-7 NPO法人・公益法人等特例

02 新規開業特例（2019年・2020年設立・認証の場合）

B-7-2：寄附型NPO法人

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン - 基本申請	パターン3 マイページログイン - 簡単申請	ページ
⑦	受取助成金・補助金の一部及び確定通知書の写し	- 基準年の受取助成金・補助金（*1）の一覧（*2）及びそれぞれの額の確定通知書の写し（確定通知書がない場合、交付決定通知書の写し。） *1：国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限ります。 *2：申込フォームの「補助金入力シート」に記載してください。	必要	必要に応じて変更※1		—
⑧	事業支出額確認資料	対象月及び基準年の事業費支出（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）が確認できるもの	必要	必要	不可	—
⑨	事業の実施に関する事項	- 設立当初の事業年度の事業報告書がある場合：当該事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し - 設立当初の事業年度の事業報告書がない場合：i) 設立当初年度の事業計画書、及び、ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類	必要	必要に応じて変更※1		—

※1 一時支援金、月次支援金どちらも受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

03 新規開業特例（2021年設立・認証の場合）

B-7-1 : NPO法人・公益法人等全般



事務局による事前確認が必要です

2021年新規開業特例を適用される場合は、申請IDの発番後、以下のページをご確認いただき、事務局による事前確認を受けてください（通常の事前確認とは別のプロセスとなります）

2021年新規開業特例の事前確認の案内：<https://jizen-kakunin.resv.jp/>

特定非営利活動法人（NPO法人）及び**公益法人等**（法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人）である場合、証拠書類等の特例並びに給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※ 本特例を用いる場合には、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

■適用条件

申請者が**2021年1月から同年3月までの間に法人を設立した【特定非営利活動法人の設立の認証を受けた】特定非営利活動法人、公益法人等**、又は、**2020年1月から同年12月までの間に法人を設立【特定非営利活動法人の設立の認証を受けた】**し、当該期間に法人事業収入を得ておらず、**2021年1月から同年3月までの間に法人事業収入を得ている特定非営利活動法人、公益法人等**であって、2021年を基準年とした上で、申請の対象としようとする**2021年の月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、2021年1月から同年3月までの間の法人事業収入の合計を2021年1月から同年3月までの間の運営月数（設立・認証日の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。）で除して得た額に比べて50%以上減少**している。

■給付額の算定式

$$S = A \div M - B$$

S：給付額（上限20万円/月）

A：2021年1月から同年3月までの間の法人事業収入の合計（※1）

M：2021年1月から同年3月までの間の運営月数（公益法人等を設立した日【特定非営利活動法人の設立の認証を受けた日】（以下、「**設立・認証日**」という。）の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。）（※2）

B：対象月の月間法人事業収入（※1）

※1 法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。

※2 2020年1月から同年12月までの間に設立・認証日があり、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に法人事業収入を得ている場合は、Mは「3」とする。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

03 新規開業特例（2021年設立・認証の場合）

B-7-1：NPO法人・公益法人等全般

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
①	月次支援金に係る事業収入確認書	2021年1月から同年3月までの間の法人事業収入の合計が記載された、事務局による事前確認を通じて発行される月次支援金に係る事業収入確認書	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.75
②	売上台帳等	- 対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等 ※ ①で提出する書類の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることを認めます	必要	必要	必要	P.31
③	履歴事項全部証明書	- 申請者の履歴事項全部証明書 ※ 提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限りします ※ 法人の設立年月日が2021年1月1日から2021年3月31日までの間のものに限りします。ただし、2020年1月から2020年12月の間に法人を設立し、2020年は法人事業収入が存在しないために、本特例を用いる場合は、法人の設立年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間のものに限りします ※ ただし、提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等で代替することを認めます	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.84
④	通帳の写し	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.33
⑤	宣誓・同意書	- 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものが必要となります	必要	必要に応じて添付※2	必要に応じて添付※2	P.34

※1 月次支援金の受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。ただし、**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。**

B-7 NPO法人・公益法人等特例

03 新規開業特例（2021年設立・認証の場合）

B-7-2：寄附型NPO法人



事務局による事前確認が必要です

2021年新規開業特例を適用される場合は、申請IDの発番後、以下のページをご確認いただき、事務局による事前確認を受けてください（通常の事前確認とは別のプロセスとなります）

2021年新規開業特例の事前確認の案内：<https://jizen-kakunin.resv.jp/>

- ・「B-7-2」を用いた申請の場合、「B-7-1」を用いた申請よりも給付までに時間を要する場合があります。また、「B-7-2」の場合は、簡単申請をご利用いただくことができません。
- ・「B-7-1」で給付申請額が上限20万円/月に達する場合は、「B-7-1」での申請をお勧めいたします。

以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金・補助金（国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。）も含めることができる。

要件1	寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計。以下同じ。）が事業活動と密接に関連しており、月次支援金に係る事業収入確認書における、 2021年1月から同年3月までの間の寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上 であること。
要件2	申請の対象としようとする 2021年の月の特定事業収入が、その月の対象措置影響により、月次支援金に係る事業収入確認書における、2021年1月から同年3月までの間の特定事業収入の合計を2021年1月から同年3月までの間の運営月数で除して得た額と比べて、50%以上減少 していること。
要件3	申請の対象としようとする 2021年の月の事業費支出が、2021年1月から同年3月までの間の事業費支出の合計を2021年1月から同年3月までの間の運営月数で除して得た額と比べた際に、以下のいずれかに該当すること。 i. その月の対象措置影響により、減少 していること。 ii. i に該当しない場合であって、事業の性質上、 その月の対象措置影響により、増加させる必要がある等の特別の事情 が認められること。（申請時に理由を選択肢の中から選択してください。）
要件4	特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、 設立当初の事業年度の活動実績があること。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

03 新規開業特例（2021年設立・認証の場合）

B-7-2：寄附型NPO法人

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン 基本申請	パターン3 マイページログイン 簡単申請	ページ
① 月次支援金に係る事業収入確認書	2021年1月から同年3月までの間の法人事業収入の合計が記載された、事務局による事前確認を通じて発行される月次支援金に係る事業収入確認書	必要	必要に応じて変更※1	不可	P.75
② 売上台帳等	2021年の対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等 ※ ①で提出する書類の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることを認めます	必要	必要		P.31
③ 履歴事項全部証明書	- 申請者の履歴事項全部証明書及び根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等 ※ 履歴事項全部証明書については、提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限る	必要	必要に応じて変更※1		P.32
④ 通帳の写し	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1		P.33
⑤ 宣誓・同意書	- 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものが必要です	必要	必要に応じて添付※2		P.34
⑥ 申込フォーム	- 月次支援金HPからダウンロードしてください ※ 「2021年認証特例」用の申込フォームに記載してください ※ Excel形式にて提出してください	必要	必要に応じて変更※1		—
⑦ 受取助成金・補助金の一部及び確定通知書の写し	2021年1月から同年3月までの間の受取助成金・補助金（*1）の一覧（*2）及びそれぞれの額の確定通知書の写し（確定通知書がない場合、交付決定通知書の写し。） *1： 国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限ります *2： 申込フォームの「補助金入力シート」に記載してください	必要	必要に応じて変更※1		—

※1 月次支援金の受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。ただし、**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。**

B-7 NPO法人・公益法人等特例

03 新規開業特例（2021年設立・認証の場合）

B-7-2：寄附型NPO法人

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン - 基本申請	パターン3 マイページログイン - 簡単申請	ページ
⑧	事業支出額確認資料	対象月及び2021年1月から同年3月までの間の事業費支出（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）が確認できるもの	必要	必要		－
⑨	事業の実施に関する事項	- 設立当初の事業年度の事業報告書がある場合：当該事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し - 設立当初の事業年度の事業報告書がない場合：i) 設立当初年度の事業計画書、及び、ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類	必要	必要に応じて変更※1	不可	－

※1 月次支援金の受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

03 新規開業特例（2021年設立・認証の場合）

■月次支援金に係る事業収入確認書

以下の2021年新規開業特例の事前確認の案内ページをご確認いただき、事務局による事前確認を受けてください。事前確認完了後、月次支援金に係る事業収入確認書が発行されます。

※事業収入確認書が発行された場合でも、必ず給付対象になるとは限りません。

2021年新規開業特例の事前確認の案内ページ：<https://jizen-kakunin.resv.jp>

B-7 NPO法人・公益法人等特例

(補足) 寄附金等に含めることができる受取助成金・補助金の範囲

■ 寄附金等に含めることができる受取助成金・補助金

- ✓ **民間からの助成金等**
- ✓ **「国・地方公共団体からの」助成金・補助金のうち、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するもの**

※ 「国・地方公共団体からの」助成金・補助金

名称のいかんにかかわらず、国・地方公共団体の予算に基づき交付を受けた助成金、補助金のことで、補助金等適正化法を準用することが定められている**以下の独立行政法人等から交付を受けたものも含みます。**

日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

■ 対象外となる「国・地方公共団体からの」助成金・補助金の例

「国・地方公共団体からの」助成金・補助金のうち、以下のような、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに**該当しない**国・地方公共団体からの助成金・補助金を**含めることはできません。**

- ✓ 施設整備やIT化などの設備投資等にかかるもの
例) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、IT導入補助金 等
- ✓ 雇用の維持や人材の育成等にかかるもの
例) 雇用調整助成金、キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金 等
- ✓ 研究開発等にかかるもの

B-7 NPO法人・公益法人等特例

法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人は、下表の通りです。

NO	名称	備考
1	公益財団法人	
2	公益社団法人	
3	一般財団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
4	一般社団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
5	学校法人	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。
6	社会福祉法人	
7	医療法人	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。
8	貸金業協会	
9	企業年金基金	
10	企業年金連合会	
11	危険物保安技術協会	
12	行政書士会	
13	漁業共済組合	
14	漁業共済組合連合会	
15	漁業信用基金協会	
16	漁船保険組合	
17	漁船保険中央会	
18	勤労者財産形成基金	
19	軽自動車検査協会	
20	健康保険組合	
21	健康保険組合連合会	
22	原子力発電環境整備機構	
23	高圧ガス保安協会	
24	広域臨海環境整備センター	
25	厚生年金基金	
26	更生保護法人	
27	小型船舶検査機構	
28	国家公務員共済組合	
29	国家公務員共済組合連合会	
30	国民健康保険組合	
31	国民健康保険団体連合会	
32	国民年金基金	
33	国民年金基金連合会	
34	市街地再開発組合	
35	自転車競技会	
36	自動車安全運転センター	

B-7 NPO法人・公益法人等特例

NO	名称	備考
37	司法書士会	
38	社会保険労務士会	
39	住宅街区整備組合	
40	酒造組合	
41	酒造組合中央会	
42	酒造組合連合会	
43	酒販組合	
44	酒販組合中央会	
45	酒販組合連合会	
46	商工会	
47	商工会議所	
48	商工会連合会	
49	商工組合	組合員に出資をさせないものに限る。
50	商工組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
51	商品先物取引協会	
52	消防団員等公務災害補償等共済基金	
53	職員団体等	法人であるものに限る。
54	職業訓練法人	
55	信用保証協会	
56	生活衛生同業組合	組合員に出資をさせないものに限る。
57	生活衛生同業組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
58	税理士会	
59	石炭鉱業年金基金	
60	船員災害防止協会	
61	全国健康保険協会	
62	全国市町村職員共済組合連合会	
63	全国社会保険労務士会連合会	
64	全国農業会議所	
65	損害保険料率算出団体	
66	地方議会議員共済会	
67	地方競馬全国協会	
68	地方公務員共済組合	
69	地方公務員共済組合連合会	
70	地方公務員災害補償基金	
71	中央職業能力開発協会	
72	中央労働災害防止協会	
73	中小企業団体中央会	
74	投資者保護基金	

B-7 NPO法人・公益法人等特例

NO	名称	備考
75	独立行政法人	別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
76	土地改良事業団体連合会	
77	土地家屋調査士会	
78	都道府県職業能力開発協会	
79	都道府県農業会議	
80	日本行政書士会連合会	
81	日本勤労者住宅協会	
82	日本公認会計士協会	
83	日本司法書士会連合会	
84	日本商工会議所	
85	日本消防検定協会	
86	日本私立学校振興・共済事業団	
87	日本税理士会連合会	
88	日本赤十字社	
89	日本電気計器検定所	
90	日本土地家屋調査士会連合会	
91	日本弁護士連合会	
92	日本弁理士会	
93	日本水先人会連合会	
94	認可金融商品取引業協会	
95	農業共済組合	
96	農業共済組合連合会	
97	農業協同組合中央会	
98	農業協同組合連合会	医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
99	農業信用基金協会	
100	農水産業協同組合貯金保険機構	
101	負債整理組合	
102	弁護士会	
103	保険契約者保護機構	
104	水先人会	
105	輸出組合	組合員に出資をさせないものに限る。
106	輸入組合	組合員に出資をさせないものに限る。
107	預金保険機構	
108	労働組合	法人であるものに限る。
109	労働災害防止協会	

C-1 2021年新規開業特例



事務局による事前確認が必要です

2021年新規開業特例を適用される場合は、申請IDの発番後、以下のページをご確認いただき、事務局による事前確認を受けてください（通常の事前確認とは別のプロセスとなります）

2021年新規開業特例の事前確認の案内：<https://jizen-kakunin.resv.jp/>

2021年1月から同年3月までの間に法人を設立した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※ 2020年1月から同年12月までの間に法人を設立した者であって、当該期間に事業による法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に事業による法人事業収入を得ており、2021年を基準年とする場合も、本特例の適用が可能です。

■適用条件

2021年1月から同年3月までの間に法人を設立した場合であって、**2021年を基準年**とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、**2021年の法人を設立した日の属する月から同年3月までの月平均の法人事業収入**と比べて50%以上減少している。

※ **2020年1月から同年12月までの間に法人を設立**した場合であって、**当該期間に法人事業収入を得ておらず**、2021年1月から同年3月までの間に法人事業収入を得ている場合であり、**2021年を基準年**とした上で、申請の対象としようとする月の月間法人事業収入が、その月の対象措置影響により、**2021年1月から同年3月までの月平均の法人事業収入**に比べて50%以上減少している。

■給付額の算定式

$$S = A \div M - B$$

S：給付額（上限20万円/月）

A：**2021年**の1月から3月までの法人事業収入の合計

M：法人を設立した日の属する月から2021年3月までの間の設立後月数（法人を設立した日の属する月も、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。ただし、2020年1月から同年12月までの間に法人を設立し、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に法人事業収入を得ており、本特例を用いる場合は3とする。）

B：対象月の月間法人事業収入

C-1 2021年新規開業特例

給付額の算定例

給付額の算定例1) 2021年1月に法人を設立し、対象月が4月の場合

A : 2021年の1月から3月までの法人事業収入合計=40+60+80=180万円

M : 2021年の設立後月数=3か月

B : 2021年の対象月の月間法人事業収入=20万円

S : $180 \div 3 - 20 = 40$ 万円 > 20万円 (上限額)

→ 給付額20万円

2021年					
月	1	2	3	4	5
万円	40	60	80	20	40

2021年1月から3月までの法人事業収入合計 : 180万円

法人事業収入の月平均 : 60万円 (180万円÷3か月)

対象月の月間法人

事業収入 : 20万円

50%以上減

給付額の算定例2)

2020年に法人を設立したが2020年は法人事業収入が存在しない場合で、対象月が4月の場合

A : 2021年の1月から3月までの法人事業収入合計=60+60=120万円

M : 3

B : 2021年の対象月の月間法人事業収入=20万円

S : $120 \div 3 - 20 = 20$ 万円 ≤ 20万円 (上限額)

→ 給付額20万円

2021年					
月	1	2	3	4	5
万円	-	60	60	20	40

2021年1月から3月までの法人事業収入合計 : 120万円

事業収入合計÷3 : 40万円 (120万円÷3)

対象月の月間法人

事業収入 : 20万円

50%以上減

C-1 2021年新規開業特例

証拠書類等

申請パターンについては、P.14をご確認ください。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	パターン1 申請ID発番 事前確認 基本申請	パターン2 マイページログイン - 基本申請	パターン3 マイページログイン - 簡単申請	ページ
①	月次支援金に係る事業収入確認書	・事務局による事前確認を通じて発行される月次支援金に係る事業収入確認書	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.82
②	売上台帳等	・対象月の月間法人事業収入が確認できる売上台帳等	必要	必要	必要	P.31
③	履歴事項全部証明書	- 申請者の履歴事項全部証明書 ※ 法人の設立年月日が2021年1月1日から2021年3月31日までの間のものに限ります ※ ただし、2020年1月から2020年12月の間に法人を設立し、2020年は法人事業収入を得ておらず、本特例を用いる場合は、法人の設立年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間のものに限ります ※ 提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限ります	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.84
④	通帳の写し	・金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	必要	必要に応じて変更※1	不要 (変更不可)	P.33
⑤	宣誓・同意書	- 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 ※ 代表者本人が自署したものが必要です	必要	必要に応じて添付※2	必要に応じて添付※2	P.34

※1 月次支援金の受給実績が無い場合は、書類の添付が必要です。

※2 月次支援金の受給実績が有る場合は、再添付は不要です。ただし、**月次支援金の受給実績が無い場合は、宣誓・同意書の添付が必要です。**

C-1 2021年新規開業特例

■月次支援金に係る事業収入確認書

以下の2021年新規開業特例の事前確認の案内ページをご確認いただき、事務局による事前確認を受けてください。事前確認完了後、月次支援金に係る事業収入確認書が発行されます。

※事業収入確認書が発行された場合でも、必ず給付対象になるとは限りません。

2021年新規開業特例の事前確認の案内ページ：<https://jizen-kakunin.resv.jp>

C-1 2021年新規開業特例

■履歴事項全部証明書

- ・ 法人の設立年月日が**2021年1月1日から同年3月31日までの間**であること。（ただし、2020年1月から同年12月までの間に設立し、当該期間に事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に事業収入を得ている場合は、法人の設立年月日が**2020年1月1日から同年12月31日までの間**であること。）
- ※ 提出時から**3ヶ月以内に発行**されたものに限り、一時支援金または月次支援金の受給実績のある方で基本申請の場合には、直近の受給時に添付した履歴事項全部証明書が自動添付されますが、申請時点で履歴事項全部証明書の発行日が3ヶ月を超える場合には改めて添付いただく必要がございます。ただし、**簡単申請の場合は、履歴事項証明書の発行日が申請時から3ヶ月を経過していた場合でも改めて添付いただく必要はございません。**
- ※ **発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を提出してください。
- ※ 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

「会社設立の年月日」が
2021年1月1日から同年3月31日までの間であること。

（ただし、2020年1月から同年12月までの間に設立し、当該期間に事業収入を得ておらず、2021年1月から同年3月までの間に事業収入を得ている場合は、会社設立の年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間であること。）

履歴事項全部証明書		
☐ 県 ☐ 市 ☐ 町 ☐ 区 ☒ 株式会社 会社法人等番号 - - - -		
商号	株式会社 ●●●●●●	
	株式会社	令和 年 月 日 変更
		令和 年 月 日 登記
本店	県 市 町 区	
公告をする方法		
会社成立の年月日	令和 年 月 日	
目的	1. 2.	
発行可能株式総数	株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 株	
資本金の額	金 円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 ●●●●●● 県 市 町 区 代表取締役 ●●●●●●	
登記変更に関する事項	設立 令和 年 月 日	
これは登記簿に記載されている開示されている事項の全部であることを証明した書面である。 (●●法務局●●支局管轄) 令和 年 月 日		
●●法務局登記官		●●●●●● 印
整理番号 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。		

月次支援金 申請の手続き

はじめに

P.2

1.月次支援金の概要

P.9

2.月次支援金の詳細

通常申請

P.17

1.申請の要件を確認する

P.23

2.申請する

申請特例

P.37

要件・証拠書類等を確認する

- ※ 通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。
- ※ 特例の条件を満たさない場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

P.85

申請時の注意事項

申請時の注意事項

申請内容に不備がある場合は、不備修正を依頼します。
その際には、審査に時間を要するので、申請前に、「申請時の注意事項」を参考に、申請内容が適切であるかをご確認ください。

※給付要件を満たさないおそれがある場合は、追加証憑の提出を依頼し、さらに審査にお時間をいただく場合があります。

添付書類全般に係る不備

1. 添付ファイルにパスワードが設定されている
2. 画像がぼやけて情報が判読できない
3. 撮影時の角度により、必要な情報が撮影範囲から見切れている
4. 申請している法人とは別の法人等の書類が添付されている



1.パスワードが設定されている



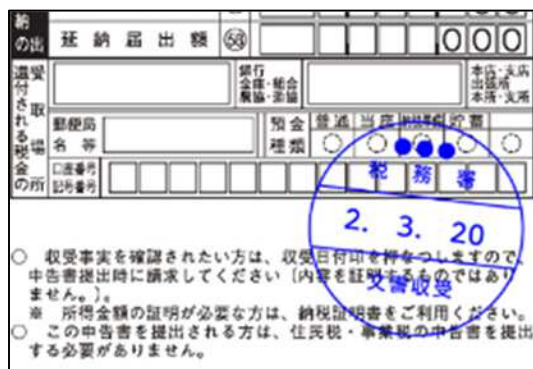
2.ぼやけている



3.見切れている

確定申告書類等に係る不備

1. 確定申告書別表一ではなく、消費税の確定申告書が添付されている
2. 確定申告書別表一ではなく、地方税の第6号様式が添付されている
3. 該当する年度のものではない古い確定申告書が添付されている
4. 申請画面で入力した売上高と、法人事業概況説明書に記載されている売上高が異なる
※ 売上高の差異が新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いたことによるものである場合を除く。
5. 法人事業概況説明書の1枚目に売上高の記載がない
6. 法人事業概況説明書の2枚目に月別の売上高の記載がない
7. 收受日付印がない
8. e-Taxの受信通知（メール詳細）の添付がない



7.参考：收受日付印例



8.参考：e-Taxの受信通知（メール詳細）

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

確定申告書類等に係る不備

9.申告内容の更正を請求している場合、更正の請求書ではなく更正通知書が必要になります

※「更正通知書」は更正前・更正後の所得金額のみ記載されており、収入金額の把握ができないため、更正の請求を実施した際の計算元となった収入や経費を示す書類を追加で添付する必要があります



参考：更正通知書



参考：更正の請求書

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

売上台帳に係る不備

1. 売上台帳の売上と、対象月の売上が一致しない
2. 売上台帳の月と、対象月が一致しない
3. 売上台帳ではなく、勤務日報、通帳の入金記録、請求書等を添付している
4. 今年の対象月の台帳ではなく、昨年の売上台帳を添付している
5. 添付された売上台帳の月が対象期間外(申請日より未来の月など)

証拠書類として添付すべき売上台帳等について

基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。
※添付するデータの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

売上台帳

2021年4月分

会社名：株式会社げつじしえん

日付	内容	金額
4/10	出張ケータリング	20,000
4/20	みかん 500個	10,000
4/30	さくらんぼ 3ケース	35,500
合計金額		65,500

**抽出するデータ
が対象月の法人
事業収入である
ことを確認でき
よう、対象となる
[売上月]を記載
してください。**

**対象月の売上額
(総額)を記載
してください。
対象月の売上額
が0円の場合は、
[0円]であることを
明確に記載して
ください。**

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

金融機関口座に係る不備

1. 通帳の表紙、1-2ページ目以外のページが添付されている
2. 普通・当座以外の口座が登録されている
(貯蓄預金、通知預金、定期預金、融資返済専用口座：カードローン通帳の口座は受け付けられません)
3. 通帳の金融機関コードと登録された金融機関コードが一致しない
(金融機関コードは銀行コードと表示されている場合もあります)
4. 通帳の支店コードと登録された支店コードが一致しない
(支店コードは店舗コードと表示されている場合もあります)
5. 通帳の口座番号と登録された口座番号が一致しない
(口座番号は7桁の半角数値です。7桁に満たない場合は、先頭に「0」を入力してください)
6. 通帳の口座名義と、登録された口座名義が異なる。
(例えば、法人格を省略、屋号を追加する、使用不可能な文字が利用されているなど)

申請において口座情報を入力する場合の注意事項

●全般

金融機関の統合・合併等で古い通帳（口座情報）のままの申請、口座解約や口座が凍結されている等の場合、振込ができないことがございます。振込可能な通帳かどうか取り扱い金融機関にご確認の上、申請をお願いいたします。

●ゆうちょ銀行の方

「記号・番号」ではなく、銀行使用欄に記載の「店名・店番・預金種目・口座番号」を入力ください。

不明な場合は、ゆうちょ銀行のホームページ等でご確認ください。

●ネット銀行の電子通帳の方

金融機関コード・支店コード・口座名義(カタカナ)を正しくご入力ください。

●口座名義の入力

口座名義等に半角スペースがある場合は、半角スペースを忠実に入力ください。

例)誤：カブシカ イヤゲツ シンキ → 正：カブシカ イヤゲツ シンキ

小さい「ッ」や「ヨ」などは使用できません。大きい「ツ」「ヨ」などに置き換えてご入力ください。

例)誤：ニッポソ → 正：ニツポソ

中黒点「・」は、ピリオド「.」又はスペースを使用してください。

例)誤：イ・ニ・サ → 正：イ.ニ.サ 又は イ ニ サ

カナ長音文字(ー)は、半角ハイフン、マイナス(-)を使用してください。

例)誤：トーキョー → 正：ト-キョ-

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

申請において口座情報を入力する場合の入力例

不備内容	×誤った例	○正しい例
通帳に記載のない入力をしている	GETSUJISHIEN	ゲツジ シエン
名義の後に「サマ」を入力している	シンセイジ ロウ サマ	シンセイジ ロウ
法人略語の相違 ※ 口座名義（カナ）の記載の通り ご記入ください	カブ シキガイシャ	カ)
濁音で入力していない ※ 口座名義（カナ）の記載の通り ご記入ください	カブ シキカイシャ	カブ シキガイシャ

口座名義が不明な場合は、取り扱いの金融機関にお問い合わせください。

利用可能文字	
数字	0123456789
英字	ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
かな文字	アイウエオ カキクケコ サシセソ タチツテト ナニヌネノ ハヒフヘホ マミムメモ ヤユヨ ラリルレロ ワヲン
濁点・半濁点	ゝ 。
記号	\ . () - / 「 」 スペース

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

履歴事項全部証明書に係る不備

- 履歴事項全部証明書が複数ページ存在するにも関わらず、最初の1ページ目のみが添付され、発行年月日等を確認することができない。
- 履歴事項全部証明書に記載された設立年月日と月次支援金の申請画面で入力された設立年月日が一致しない。

履歴事項全部証明書

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇
●●●●●●株式会社
会社法人等番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社〇〇〇〇〇〇	令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
本店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇	
公告をする方法	〇〇〇〇〇〇	
会社成立の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
目的	1.〇〇〇 2.〇〇〇 3.〇〇〇 4.〇〇〇 5.〇〇〇 6.〇〇〇 7.〇〇〇 8.〇〇〇 9.〇〇〇 10.〇〇〇 11.〇〇〇 12.〇〇〇 13.〇〇〇 14.〇〇〇	
発行可能株式総数	〇〇〇〇株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総 〇〇株	
資本金の額	金〇〇〇〇万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲 、取締役会の承認を受けなければならない	

整理番号〇〇〇〇〇〇 *下線のある
事項であることを示す。 1/2

必ず全てのページを
添付してください。

部であることを証明した書面である。
官 ●●● 印
ることを示す。 2/2

月次支援金の申請画面

月次支援金の申請画面の設立年月日には、
履歴事項全部証明書に記載された
「会社設立年月日」を入力してください。

設立年月日 必須

年

月

日

- ※西暦でご入力ください。
- ※1699年以前の設立の場合は1700年1月1日でご入力ください。
- ※履歴事項全部証明書に記載されている設立年月日をご入力ください。
- ※B-3. 合併特例を利用する際には、合併年月日をご入力ください。
- ※B-7-2.NPO法人や公益法人等特例(寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合)で申請する場合には、認証年月日をご入力ください。

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

宣誓・同意書に係る不備

- ・ 給付規程で定める様式ではない書類が添付されている。
- ・ 宣誓・同意書に記入された宣誓・同意日付が月次支援金の申請日付より後の日付になっている。

(例1) 宣誓・同意日付が**月次支援金の申請日付以前**の日付となっている

(備考6)

月次支援金に係る宣言・同意書

緊急事態宣言等の影響等に伴う一時支度金等給付規程（以下この様式において「本給付規程」という。）第2条に基き、前月の申請を行う全ての対象月分の日次支度金について、次の①及び以下の事項をいずれも記載し、次の②及び以下の事項を記入し提出すること。また、前記の任意交付が行われた場合は当該月に事業収入が減少した場合は、一時支度金は又次支度金として、以下この様式において「再支給」という。）の給付を受けていない場合は再支給金の給付を受けることを断言し、既に再支給金の交付を受けた場合には事務局に返還する。

1. 本給付規程第2条に定める月次支度金に係る交付要件を満たしていること
① 交付を受ける事業年度の開始日より、2019年又は2020年の両月比で5%以上減少している必要がある。ただし、本給付規程第2条に規定する判断例を用いる場合は、その申請特別交付要件による。
② 緊急事態宣言区域もしくは指定区域で地方公共団体による休業又は営業時間短縮の影響により新型コロナウイルス感染症予防対策等実施交付金を受け用いた場合又は災害発生後においても対象対象者と重複しない場合は、緊急事態宣言区域であること。又は、緊急事態宣言区域における活動の自粛もしくは移動の自粛による経済的な苦痛を受けたことが前提となる。
③ 月次支度金の額算出目的に基づき売上増減、納品率その他の経営指標を基礎とする書類（売上増減率が0.19年又は2020年の両月比で減少していることが必要である。また、それ以外の理由による対象月の事業収入増が2019年又は2020年の両月比で増加した場合、例えば、緊急事態宣言又は上記2項目を基礎とする削減飲食の実施による事業収入の増加と引き換えに事業収入は減少した事業収入が増加している時期を勘案すると、売上増減率の上昇及び顧客との取引時期を勘案しての割合、営業時間の変更など）を提出すること。ただし事業年度の途中で休業日数が多い場合は、給付対象とならない。
2. 支度金の給付の申請に当たり、事務局が本給付規程第2条各号の対応はしない場合各号の対応が必要となるものを行ったものとみなす。申請者が申請内容について給付対象となる期間を明らかにすることができない場合は、申請期間中に毎月1回本給付規程第2条に規定に基づく対応を行なった場合は、本給付規程第2条各号に対応し、給付を受けることができる。但し、直進を選擇不行動義務を負う場合があるが、本給付規程第2条各号に該当する前の月次支度金の交付となり、新たに月次支度金の給付の申請を行うことができないこと。
3. 本給付規程第2条第3項の基本増徴及び同第4項の追加増徴等（以下この様式において「増徴」という。）に該当しないこと
① 増徴とは、事業を実施していないにもかかわらず事業を展開していると偽っている場合、事実上偽っている場合及びその虚偽情報等に提供する場合、給付対象とならない。
4. 本給付規程の別添4に定める暴力団関係に関する資料事項について遵守すること
5. 月次支度金の給付を受けた後も事業の継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を効果的に図り続けること
6. 本給付規程第2条第5項の認定事業者としての交付行なわれる取引内容が組織である研修費及び派遣並びに中小企業庁又は事務局が定める対象事業者等を証明する証書書類を添付の記録簿により7年間保存すること
※研修費等は、引当、取引先、取引金額、取引金額等の記録書類ともにも関連する売上増減、請求書、領収書等を指す。
7. 給付対象となる条件に当たらずに事業又は営業時間短縮等の給付の対象となる状況であるにもかかわらず、当該条件が非正規コアフルタイム労働者や認知症対応型地方公共施設利用者を雇用している場合は、月次支度金の受給資格がないことに留意し、既に月次支度金を受給していた場合は速やかに返還すること
8. 事務局又は長官が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、6で保存している情報を必要に応じ提出すること
9. 事務局又は長官が委任若しくは準委任した者が本給付規程第2条に基づいて行う関係情報の提出依頼、事務連絡及び立入検査等に対する回答に協力すること

令和 年 月 日

法人名（個人の場合は）
代表者は個人事業主の名義（個人番号）

月次支度金の申請
日付以前の日付。
但し、月次支度金の
申請受付を開始した
日付以降であること。

**月次支援金の申請
日付以前の日付。
但し、月次支援金の
申請受付を開始した
日付以降であること。**

(例2) 宣誓・同意日付が**月次支援金の申請日付より後**の日付となっている

(備考6)

月次支援金に関する宣言・同意書

貴会事業影響等の影響防止に係る月次支援金等交付規程（以下この様式において「本給付規程」という。）第2条に基づき、給付の申請を行う全ての対象月次受給者について、次の1及び3から5までのいずれにも同意し、次の2及び6から13までのいずれか1つを選択します。また、年度の途中で給付を受ける場合又は例外的な事由発生した場合は、一度申請又は同意書提出を中止し、次の年度に改めて申請（という）の給付を受けるという場合は支援金の給付を受けることを断絶し、既に支援金の給付を受けている場合は速やかに事務局に返却します。

1. 本給付規程第2条第1項の月次支援金に係る給付要件を満たしていること
 対象月次受給者の事業収入、対象月の事業影響指数が2より、2019年又は2020年の月別又は50%以上の増減を必要とする。ただし、本給付規程第2条第1項の要件を「労働割合を用いる」場合は、その労働割合が労務要件にない。
2. 貴会事業影響区域等又は影響区域で地方公共団体に係る休業又は営業時間短縮等の措置に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力企業の支払がなくなったこと、対象地域に直接影響している被害の発生がなかったこと、又は、貴会事業影響指数又は1項に貴会事業区域における被害の発生等の被害又は被害の発生による事業の収入の減少が生じたことが認められること。
3. 対象月次支援金の申請、目的に達せず棄上拒絶、断絶その他の認定申請の棄絶となる書類に基づき、2019年又は2020年の月別又は2019年又は2020年の月別又は50%以上の増減が必要であること。また、その理由が、例えば、貴会事業影響区域又は1項の被害発生に該当する対象月の事業収入又は被害の発生又は休業等の事実と関係なく、事業収入が減少している理由を理由として、本給付規程第2条第1項の要件を満たしている場合、貴会活動を実施していない又は1項又は2項に事業影響の発生等に貴会事業収入が減少しない場合は、給付要件を満たさない。
4. 支援金の給付の申請に当たり、事務局が本給付規程第2条第1項の対応又は本給付規程第11条各号の対応のうち必要のものを行ったことにもあつた。申請者が当該申請について給付要件を満たすことを認めるに必要となるものを行ったことを認めて、当該申請者が本給付又は本給付規程第11条各号の対応に必要となつた場合は、本給付規程第2条第1項の要件を満たすことと認めて、給付を受けることと認めて、返還を要しない申請を希望する場合は、本給付規程第2条第2号より、月次支援金に該当する申請となり、新たに月次支援金の給付の申請を行うことができないこと。
5. 本給付規程第2条第3項の基本増及び同条第4項の追加増額等（以下この様式において「追加増額」という。）に同意することと
 追加増額は、事業を実施していないにもかかわらず事業を実施していると偽っている場合、事業収入が減少している場合及びその事業影響指数等に虚偽がある場合は、給付要件を満たさない。
6. 本給付規程の別添4で定める暴力団排除に関する誓約事項に同意して遵守すること
7. 月次支援金の給付を受けた後に、事業の継続及び立直しをする意思があること、事業の継続及び立直しのための取組を対象月以降に継続的に行うこと
8. 本給付規程第2条第5項の事業収入及びその減付による取引内容や環境等と基本増額及び追加増額並びに中小企業支店は事務局が定める対象影響影響を包括する影響範囲を電算の記録等により7年間保存すること
 当該増額額は、日付、取引内容、取引金額が記録簿類とともに記録できる書上の簿類、請求書、領収書等を指す。
9. 地方公共団体に係る月次月における休業又は営業時間短縮等の措置に伴う協会の支払がなくなり、当該地方公共団体の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合は、月次支援金の支給資格がないことに同意し、既に月次支援金を給付している場合は速やかに返却すること
10. 事務局又は貴方が事務官又は理事委託した者の求めに応じて、6ヶ月保存している簿類を速やかに提出すること
11. 事務局又は貴方が事務官又は理事委託した者が本給付規程第2条に基づいて行う関係書類の提出指導、事務局及び立入検査官等の調査を受けること

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業主者の氏名（自署）

令和 年 月 日

月次支援金の申請 日付より後の日付。

**月次支援金の申請
日付より後の日付。**